

自転車セーフティーガイドンス

～自転車交通安全教育指導実践資料～



平成28年2月
京都府教育委員会

はじめに

全国的な交通事故の発生状況は、自損事故、加害事故を含めると増加傾向にあり、京都府においては、交通事故全体の約7割を登下校中の自転車事故が占めています。

京都府教育委員会では、学校における安全教育の手引【いのちを守る「知恵」をはぐくむために】（平成24年1月）において、交通安全のねらいを「児童生徒等の交通安全に対する意識を高め、自ら安全な行動をとる能力を身に付ける」こととし、発達の段階に応じた指導内容を示すとともに、教育活動のあらゆる場面で交通ルールとマナーを指導できるよう「自転車交通安全教育指導資料（小・中・高校用）」（平成25年4月）を京都府警察本部と共同作成するなど、自転車交通安全教育に取り組んでいるところです。

しかしながら、依然として多発している児童生徒の自転車交通事故に鑑み、事故の未然防止に向けて、関係機関との連携を強化し、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の安全を確保するとともに、安全に対する意識（安全な自転車の乗り方、交通ルール、運転者としての責任等）を向上させていく必要があります。

この度、京都府教育委員会では、児童生徒が興味関心を持って学習し、交通上の危険を実感することで安全な行動につながる指導ができるよう、視聴覚教材等を効果的に活用した教育手法を開発し、「自転車セーフティーガイダンス～自転車交通安全教育指導実践資料～」を作成しました。本ガイダンスは、児童生徒が視聴覚映像に自らを置き換え、スケアードストレイト手法と同様に、どのような事故を引き起こす可能性があるのかを間接的・擬似的に体験させながら、自転車走行に関わるルールやマナーの理解と事故の被害者にも加害者にもならない安全行動の形成を促すことをねらいとしています。

各校においては、本ガイダンスを積極的に活用いただき、児童生徒が交通安全の確保を自らの課題としてとらえる意識の改革とそれに基づく行動の変容につながる安全教育のより一層の充実をお願いします。

平成28年2月

京都府教育庁指導部保健体育課長



目 次

1	京都府の交通事故災害	1
(1)	交通事故災害発生件数年次推移	1
(2)	交通事故災害状況別・発生別割合	1
(3)	交通事故災害の月別発生状況	2
2	京都府の交通安全教育	3
(1)	学校における交通安全のねらい	3
(2)	児童生徒等の発達の段階における特徴	4
	＊コラム「学齢期の発達と交通安全」	5
3	学校安全計画における交通安全教育の効果的な位置付け	6
(1)	学校教育活動全体を通じた計画	6
(2)	関係機関等と連携した交通安全教育	7
4	自転車セーフティーガイダンス	9
(1)	自転車セーフティーガイダンスについて	9
(2)	自転車セーフティーガイダンスの活用について	10
(3)	自転車セーフティーガイダンスで使用する視聴覚教材	11
(4)	自転車セーフティーガイダンスで使用する資料	15
5	自転車セーフティーガイダンス 小学校編	19
	【ルールやマナーに関すること】	
	〔低学年〕「こうつうあんぜんのスペシャリスト」になろう	22
	～自転車の正しい選び方や乗り方～	
	〔中学年〕「とまる・みる・たしかめる」のみんなのルールを考えよう	24
	～待ち伏せる危険を予測する～	
	〔高学年〕自分の身は自分で守ろう！	26
	～交通事故から身を守る～	
	【加害に関すること】	
	〔低学年〕やさしいきもちでのりましょう	28
	～けがのない自転車の乗り方～	
	〔中学年〕じてんしゃをあぶないのりものにしない	30
	～危険を予測した自転車の乗り方～	
	〔高学年〕ルールを守らないなんてありえない！	32
	～自分も相手にも安全配慮～	

6	自転車セーフティーガイダンス 中学校編	35
	【ルールやマナーに関すること】	
	〔第1学年（4～5月）〕安全マップはルールを守る私の心の地図	38
	～新しい通学路に潜む危険を予測しよう～	
	〔第1～2学年〕交通ルールが自分を守ってくれている	40
	～交通ルールを守る重要性～	
	〔第2～3学年〕「危ないなー」私の運転はどう見られているの？	42
	～人に優しい運転を考えよう～	
	【加害に関すること】	
	〔全学年〕あるある！これって事故につながる運転だった！	44
	～加害事故を起こさない～	
7	自転車セーフティーガイダンス 高等学校編	47
	【ルールやマナーに関すること】	
	〔第1学年〕一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう	50
	～事故の原因を探る～	
	〔第1～2学年〕危険を予測する力を高めよう	52
	～危険予測能力と危険回避能力の向上～	
	〔第2～3学年〕私の運転、大丈夫？	54
	～身近に潜む事故～	
	【加害に関すること】	
	〔全学年〕交通事故を私が起こすとどうなるの？	56
	～民事・刑事責任、道義的責任～	
8	ワークシート	
9	参考資料	
10	作成に関わって	

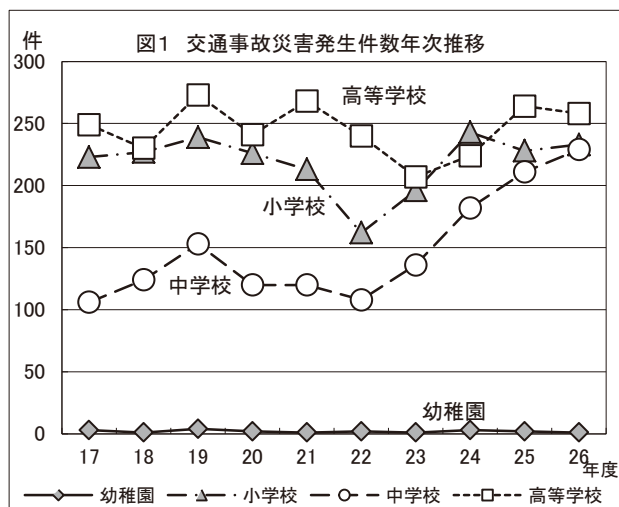
1 京都府の交通事故災害

(1) 交通事故災害発生件数年次推移

図1は、京都府内における学校、幼稚園の交通事故災害発生件数の年次推移を示している。

(京都市立、私立を除く。以下、図2、図3、図4も同じ。)

平成26年度は、前年度に比べて幼稚園、高等学校は減少しているが、小学校、中学校は増加している。過去5年を比較すると、小学校、中学校、高等学校は、増加傾向にある。全国的に児童生徒等の人数が減少している中、交通事故発生件数が増加していることは、極めて重大なことからして受け止め、指導の徹底を図る必要がある。



(2) 交通事故災害状況別・発生別割合

図2は、京都府内における学校、幼稚園の交通事故災害の状況別割合を、図3は、交通事故災害の発生時別割合を示している。

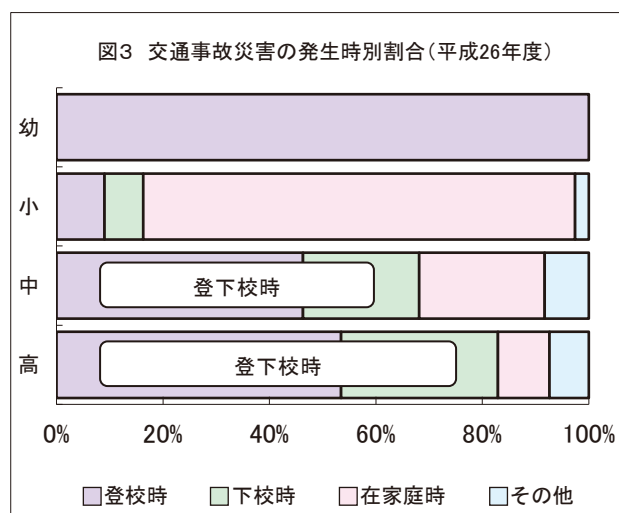
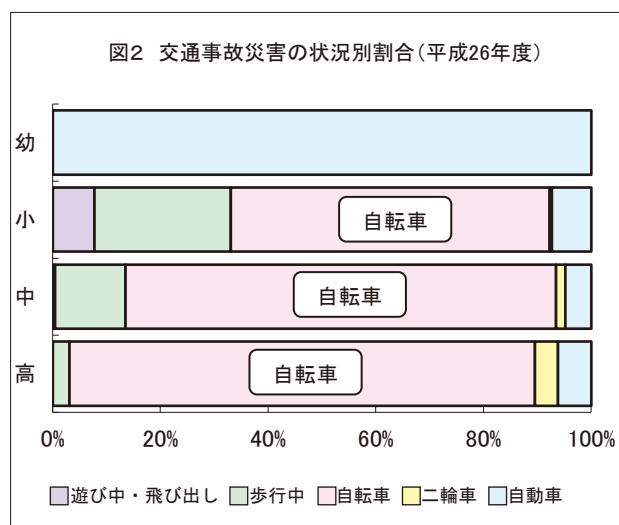
状況別割合は、全校種において自転車運転中(含同乗)の事故が多く、中学校、高等学校では、ともに約8割を占めている。

発生別割合では、通学に自転車を利用する生徒が多いという状況もあり、中学校、高等学校の交通事故の多くが登下校時に発生している。

自転車運転中(含同乗)の事故が多く発生していることを踏まえ、改正道路交通法に伴い平成27年6月1日から始まった「自転車運転者講習」制度の対象となる危険行為14項目や自転車安全利用五則の内容を含め、自転車の安全な乗り方や点検・整備の仕方、ルールへの遵守等について、警察等関係機関と積極的に連携するなど、幼稚園から高等学校まで継続的な自転車交通安全教育の指導の徹底を図る必要がある。

さらには、自転車運転者が加害者となる事故も増えてきており、賠償問題等を含めた交通安全教育も必要である。

なお、小学校においては、運転の技術



を高めるために、警察署、P T A等との連携のもと「自転車運転免許証」の交付を伴う自転車交通安全教室の実施が実施されている。高等学校では、京都府が実施する「自転車安全利用推進員制度」を利用し、生徒がリーダーとなって、自転車の安全利用を推進している。

(3) 交通事故災害の月別発生状況

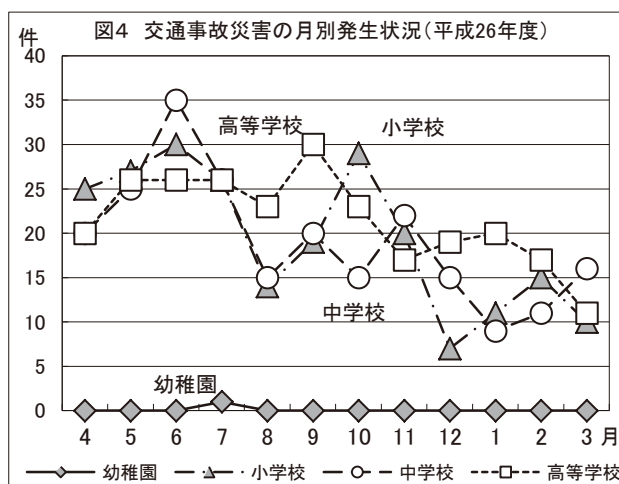
図4は、京都府内における学校、幼稚園の交通事故災害の月別発生状況を示している。

平成26年度は、小学校では6月、10月、中学校では6月、7月、高等学校では5～7月、9月の事故が多くなっている。

学年別の状況は、小学校では発生件数に学年による差は見られないが、中学校では1年生、2年生に事故が多く、高等学校では1年生に事故が多く、学年が進むにつれて減少している。

男女別の状況は、小学校では約8割が男子、中学校では約6割が男子の事故であり、高等学校では女子の方が多い。

各校においては、自校の月別発生状況に基づき、年間のどの時期に交通安全教育を実施することが効果的であるかを検討し、年度当初、梅雨の時期、夕暮れが早くなる時期など各時期に応じた指導の徹底を図る必要がある。



2 京都府の交通安全教育

(1) 学校における交通安全のねらい

京都府教育委員会が作成した学校安全教育の手引「いのちを守る「知恵」をはぐくむために」（平成24年1月）では、安全教育の目標のキーワードに「わかる」「助かる」「みんなで助かる」を掲げている。このキーワードは、平成23年3月に策定された「京都府教育振興プラン」で児童生徒等に身に付けさせたい3つの力「展望する力」「挑戦する力」「つながる力」と関連付けられており、「展望する力」を「わかる」、「挑戦する力」を「助かる」、「つながる力」を「みんなで助かる」として設定されている。

【安全教育の3つのキーワード】

「わかる」

安全確保のために必要な事項を実践的に理解する。

「助かる」

危険予測に基づいた安全な生活を送る基礎を培う。

「みんなで助かる」

安全な社会づくりへの資質・能力を育てる。

交通安全については、この3つのキーワードを以下のように位置付け、様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車の利用ができるようにすることをねらいとしている。

また、事故を教材化した事故防止教育を行うことにとどまらず、児童生徒等の交通安全に対する意識を高め、自ら安全な行動をとる能力を身につけるための取組を進めることが大切であるとしている。

【交通安全の3つのねらい】

わかる	交通事故の現状、原因及び防止方法について理解を深め、交通法規を遵守し、マナーを守って歩行、自転車走行及び乗車（二輪車、乗用車等）ができる。
助かる	二輪車・自動車の特性や自転車の安全な利用・点検及び整備について理解し、事故防止に努める。
みんなで助かる	地域の交通安全に関する諸機関や団体が行っている安全な交通社会を築くための対策や活動を理解し、積極的に参加できる。



(2) 児童生徒等の発達の段階における特徴

児童生徒等は、心身の発育発達面からみると、一生のうちでも極めて劇的な変化と特徴を見せる時期である。各校種毎に、交通安全教育を実施するに当たっては、このような児童生徒等の発達の段階を把握し、その特徴を考慮して内容や進め方を検討することが重要である。

文部科学省が発行している「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成22年3月）で示している発達の段階における特徴を一部抜粋し、まとめたものを以下に示す。

校種	学年	特 徴
幼 児		・ 危険や恐怖に対し臆病であるが、危険を予測する認知能力が不足している。 ・ 特に興味のあるものに注意が奪われると、そのこと以外はまったく目に入らなくなるという危険状態になる。 ・ 好奇心が旺盛である。 ・ 言葉だけの指導で安全行動を形成することは難しい。
	低学年	・ 見えるものに対しては危険と判断できるが、環境内に明確な危険が見えない場合は、安全だと判断してしまう。 ・ 学んだ知識が必ずしも行動に結びつくとは限らない。 ・ 実的な場面の中で、具体的な題材を用いて、知識及び行動の両側面について安全教育を実施することが望ましい。 ・ 学習経験を一般化する力がまだ弱く、特定の場面で学んだ規則や法則性を、他の類似場面にあてはめて考える事が難しい。
	中学年	・ 普段身近な場所での危険については知識を持っているものの、まだ十分な危険予測や判断の能力をもつに至らない。 ・ 大人の行動を客観的に見ることができるようになる。 ・ 大人達の安全行動が、どのようなものか、小学生が観察するモデルの善し悪しによって大きな影響を受ける。
小学生	高学年	・ いわゆる「ギャングエイジ」の時期に入る。 ・ 冒険心や仲間への同調行動からあえて冒険を冒し、事故に遭う児童も少なくない。 ・ 仲間への所属感を求める気持ちが高まる高学年の児童は、仲間が行っている危険行動に加わろうとする意識を抱く。
	中学生	・ 心身ともに大きな変化を示す。 ・ 二次性徴の出現等により、生徒は自分のことを「子ども時代を卒業した存在」というようにとらえ、大人から子ども扱いされることに反発心をもつとともに、背伸びして大人っぽい行動を顕示しようとする。 ・ 社会規範などに反発する中学生も現れる
高校生		・ 大人への強い反発心は沈静化し、自分らしい生き方を模索するようになる。 ・ 二輪車や自動車などを運転することに強い興味や関心をもつようになる。 ・ 模索している生き方を自分の納得できるものに作り上げていくことができる反面、自分の興味・関心や自分の利害などに傾きがちになる。

学齡期の発達と交通安全

同志社大学 心理学部心理学科 教授 内山 伊知郎

児童期から青年期にかけての発達では、ふたつの超えるべき壁があるといわれます。スイスの発達心理学者であるピアジェの認知発達理論では、5つの段階が設定されていますが、当該時期にふたつの段階超えが想定されているからです。第一は小学校低学年での直感的思考期から具体的思考期への移行です。第二は小学校高学年から中学校での具体的思考期から形式的思考期への移行です。

直観的思考期では、思考が主観性に影響を受けやすく、客観的な思考が難しいといわれます。特徴的な現象として、「保存」を挙げることができます。たとえば、二つの同じコップを用意し、同じ量の水を入れます。それを同じ量であるという判断はできますが、子どもの見ている前で一つのコップから他のコップに水を移すと、その水の量が移されたコップの形状によって正しい判断ができなくなります。細く、背の高いコップの場合、水面の高さは上昇します。そうするとコップが細いから少ないとか、水面が高いから多いというような誤判断をします。元のコップに戻せば同じということが理解できれば、正しく判断できるのです。実際は、見え方が変わっても、物体の量は保存されていて不変です。交通場面で、走行する車の大きさ、距離、スピードなどで車の接近に対する判断が不正確になるのは大人も同様ですが、この時期の児童では顕著です。

具体的思考期になると、具体的な情報は理解できるようになります。しかし、事象を一般化するためには、形式的操作、つまり抽象的な操作が必要になります。算数では、具体的な鶴亀算や植木算から x 、 y などの変数を使用した高度な数学に繋がりますし、理科でも具体的な事象の観察から、記号や公式によって理解するようになります。同様に、交通場面でも身近な具体的事象から、それらが一般化され、汎用性が高い抽象的理解ができるようになります。

また、形式的操作と関連しては、アイデンティティの発達を挙げることができます。自分自身の理解についても表面的な自分だけではなく、自分の内面である自らの生き方について模索するようになります。これはエリクソンという研究者によってアイデンティティの確立と名付けられました。アイデンティティは職業的同一性など諸領域の複合的な存在で、交通に関するアイデンティティも存在するといえます。交通ルールを理解というレベルではなく、交通社会での自らの生き方ですから、個人によって異なるでしょうし、人生の発達過程を経るなかで必要によって再確立されていきます。

青年期に、自らが安全な交通行動を行い、安全な交通社会を築くための貢献を志すアイデンティティを形成できれば、今後、交通ライセンスを取得しドライバーとして交通参画し、さらに高齢期になるまでの交通アイデンティティの基礎が築けたといえるでしょう。

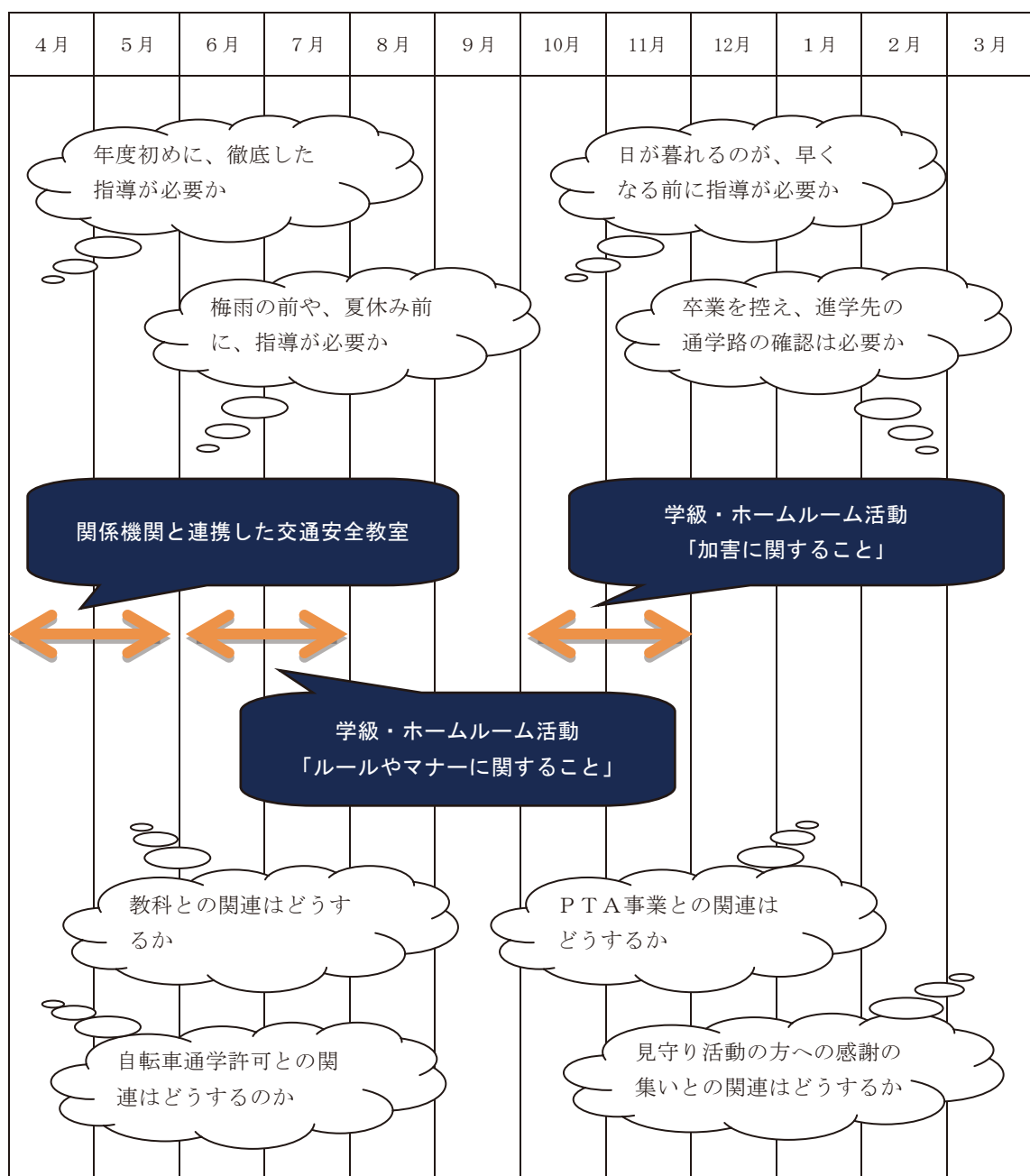
3 学校安全計画における交通安全教育の効果的な位置付け

(1) 学校教育活動全体を通じた計画

学校における安全教育は、学校保健安全法第27条において「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。」とあり、学校安全計画の策定と計画に基づいた教育活動の実施が規定されている。

交通安全教育においても、関連する教科で確実に指導することに併せ、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等での指導と効果的に関連付けながら、学校教育活動全体を通じて計画的に進めていくことが必要である。

そのためにも、学校安全計画において、年間を見渡し、どの時期にどの内容の交通安全教育を実施するのかを明確に示す必要がある。



(2) 関係機関等と連携した交通安全教育

学校における交通安全教育を効果的に進めるためには、家庭、PTA、地域社会や地域の関係機関・団体等との連携を普段から進めておくことが大切である。例えば、各地域の警察署と連携して専門的な指導を行ったり、保護者や地域の方々から普段の登下校の様子を伺いながら、交通安全の知識やマナーを向上させることなどが挙げられる。

関係機関等との連携を図り、教科における安全学習と教科以外における安全指導を有機的に構造化することで、効果的な交通安全教育を進めることができる。

また、これら関係機関等との連携を図ることは、指導する教職員の負担を軽減することにもつながる。

京都府では、以下のような取組が実施されている。

【自転車運転免許証交付制度】（警察）

小学校4～6年生を対象とした自転車運転免許証交付制度として、交通ルールやマナーを学習する筆記試験と自転車の実技試験の実施が行われている。平成27年までに約3万人に自転車運転免許証が交付されている。

【地域安全マップづくり講習】（警察、京都府安心・安全まちづくり推進課）

主に小学校を対象として地域の方々や警察署、PTA等の協力を得ながら、交通安全や防犯に関する学習と、実際に地域を歩き、危険箇所・安全箇所を確認するフィールドワークによる安全マップの作成を実施している。

【いのちを考える教室】（京都府安心・安全まちづくり推進課）

「犯罪被害」を題材に、生徒や保護者等がいのちの大切さを身近なものとして考える。自分だけでなく周囲の人も大切に思う気持ちや規範意識を育み、被害者も加害者も生まない社会をつくることを目的としている。

【「ヒヤリ・ハット情報」活用推進システム】（京都府安心・安全まちづくり推進課）

犯罪や交通事故などを未然に防ぐためには、犯罪・事故につながる「ヒヤリ・ハット情報」を事前に集め、共有し、その情報に基づいた対策を講じることが有効である。京都府ではスマートフォンなどを使って、誰もが簡単に「ヒヤリ・ハット情報」を登録し、その情報を共有できるシステムを構築している。このシステムを使って危険箇所情報を収集し、交通安全や防犯に関する「ヒヤリ・ハットマップ」の作成も実施されている。

【交通安全教室等】（関係機関等）

下記の関係機関等との連携による交通安全教室や交通安全に関する取組のほか、関係機関や企業等から数多くの教材の提供等が図られている。

主な関係機関等	内 容 等
地域の警察署	交通安全教室での講話・実技講習など
地域の交通対策協議会	地域連携による交通安全の取組など
地域の交通安全協会	地域連携による交通安全の取組など
自動車教習所	交通安全教室での講話・実技講習など
自動車メーカー	交通安全教室での講話、各種教材など
保険会社	スクエアドストレイト動画等各種教材、交通安全教室での加害事故に関する講話など
弁護士会	交通安全教室での加害事故に関する講話など
自転車販売業者	自転車の安全点検など

【京都府自転車安全利用推進員制度】（京都府安心・安全まちづくり推進課）

「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車に関する交通安全教育や広報・啓発活動等を行う「自転車安全利用推進員制度」がある。交通安全教育の一環として、高等学校でも取組が実施されており、推進員となった生徒が、登下校時に校門に立ち、交通安全の呼びかけをしたり、交通事故防止府民運動として、ポスターの作成等を行っている。

あなたも
「自転車安全利用推進員」として活動してみませんか？

自転車の安全な利用を促進するために活動していただけるボランティアを募集しています！！

京都府では、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」第10条に規定する、自転車に関する交通安全教育や広報・啓発活動等を行う「自転車安全利用推進員」を募集しています。

- | | |
|---------|--|
| ◇ 活動の内容 | 自転車交通安全教室での指導や、自転車の安全な利用に関する広報啓発活動を、出来る範囲内で自主的に行っていただきます。
※ 京都府や警察から、自転車の安全利用に関する活動についての情報提供を行います。また、協働活動への参加についてもご案内することがあります。 |
| ◇ 身分等 | 自転車安全利用推進員の身分等は次のとおりです。
① 公務員ではありません
② 報酬は支給されません
③ 委嘱期間は委嘱を受けた年度の翌々年度の10月31日まで
例：平成25年4月1日に委嘱を受けた方の場合
→ 平成25年4月1日から平成28年10月31日まで |
| ◇ 応募資格 | ◇ 京都府自転車安全利用推進員講習【京都府】
◇ サイクリングインストラクター講習【自転車安全利用推進員】
◇ サイクリングディレクター検定講習【自転車安全利用推進員】
のいずれかの講習を受講した方、若しくは
◇ 自転車安全整備士
◇ 自動車教習指導員
のいずれかの資格を有する方 |
| ◇ 問い合わせ | 京都府の担当課、または、最寄りの警察署にお尋ねください
◆ 宛先（問い合わせ先）
京都府府民生活部安心・安全まちづくり推進課
〒 602-8570
京都市上京区下立売通新町西入
電 話 075-414-4367（直通）
FAX 075-414-4255 |

『自転車の安全な利用の方法』を広く府民の方々に理解してもらうためのボランティア活動です。あなたの行動力をぜひ活かしてください！！

4 自転車セーフティーガイダンス

(1) 自転車セーフティーガイダンスについて

交通安全教育を進めるに当たって、児童生徒等が興味関心を持って学習し、交通上の危険を実感することで安全な行動につながるような指導方法の工夫が必要である。これまでも各関係機関から交通安全教育に関する資料や視聴覚教材が配布されているが、これらの資料・教材が十分に活用されていない現状がある。

自転車セーフティーガイダンス（以下、「ガイダンス」という。）は、各校へ配布されている文部科学省や京都府警察本部の視聴覚教材を活用し、児童生徒等がその映像に自分を置き換え、自分の交通行動が周囲からどのように見られているのか、どのような事故を引き起こすのかを間接的・擬似的に体験させながら、自転車走行に関わるルールやマナーの理解と、事故の被害者にも加害者にもならない安全行動の形成を促すことをねらいとしている。

なお、指導場面は、特別活動の学級（ホームルーム）活動を想定し、教科での指導例は掲載していない。学習指導要領「特別活動」解説に示すように、小学校での「関係団体等の協力を得て実施される交通安全教室などの学校行事と関連づけて指導」、中学校、高等学校での「事故の発生状況や危険箇所の調査結果をもとにした話し合い、事故の発生状況や「ひやり、はっとした」体験に基づく感想や発表、安全マップの作成など、様々な方法による展開」を踏まえ、各校の創意工夫を生かし、各校の実態に応じた指導に配慮したものである。

校種	学年	指導場面	指導内容	
小	低	特別活動 (学級活動)	ガイダンス	「こうつうあんぜんのスペシャリスト」になろう やさしいきもちでのりましょ
		生活科	通学路の様子や見守り隊に関心を持ち登下校ができる	
	中	特別活動 (学級活動)	ガイダンス	「とまる・みる・たしかめる」のみんなのルールを考えよう じてんしゃをあぶないのりものにしない
	高	特別活動 (学級活動)	ガイダンス	自分の身は自分で守ろう ルールを守らないなんてありえない！
		体育科 (保健領域)	周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に行動すること、環境を安全に整えること	
中	1 (4～5月)	特別活動 (学級活動)	ガイダンス	安全マップはルールを守る私の心の地図
	1～2	特別活動 (学級活動)	ガイダンス	交通ルールが自分を守ってくれている あるある！これって事故につながる運転だった！
	2	保健体育科 (保健分野)	交通事故の傷害は人的要因や環境要因などがかわって発生、傷害は安全な行動、環境の改善によって防止できる	
	2～3	特別活動 (学級活動)	ガイダンス	「危ないなー」私の運転はどう見られているの？ あるある！これって事故につながる運転だった！
高	1	特別活動 (HR活動)	ガイダンス	一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう
	1～2	特別活動 (HR活動)	ガイダンス	危険を予測する力を高めよう 交通事故を私が起こすとどうなるの？
		保健体育科 (科目保健)	車両の特性、安全な運転や歩行などの適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備、交通事故の責任、補償問題	
	2～3	特別活動 (HR活動)	ガイダンス	私の運転、大丈夫？ 交通事故を私が起こすとどうなるの？

また、自転車乗車中の事故が、被害に遭う事故だけでなく、加害者となる事故も増えている状況を踏まえ、学習内容を「ルールやマナーに関すること」、「加害に関すること」の2つに区分している。

「ルールやマナーに関すること」

- ・ 交通ルールと、交通ルールを土台とした交通マナーの理解を深め、両者の遵守が身に付くよう構成している。
- ・ 中学校編の第1学年では、自転車通学許可を踏まえ、新しい通学路での交通安全教育が実施できるよう指導時期を入学直後の「4～5月」に設定している。

「加害に関すること」

- ・ 小学校編の低学年では、「加害」を「思いやり」のキーワードに置き換え、人に優しい運転が加害事故を起こさないことにつながることを理解できるよう構成している。
- ・ 本来、「加害に関すること」と「ルールやマナーに関すること」は区別する学習内容ではないが、特に中学校編・高等学校編では、加害事故を起こすことで負う社会的な責任や被害者でも加害者でも家族や周囲の人に大きな悲しみと迷惑をかけること、事故発生時の対応などに焦点をあて、「ルールやマナーに関すること」の内容がより深まるよう構成している。

(2) 自転車セーフティーガイダンスの活用について

ガイダンスの活用方法として、大きく4点を想定している。

- ① 指導時間を1単位時間（小学校45分、中学校50分、高等学校50分）としているが、各校の実態に応じて指導できるよう学習内容が多く設定されている。そのため、時間の延長や内容を分割したり、必要な内容を取り上げて、短い時間で指導することができる。
- ② 関係機関等と連携した交通安全教室等や関連する教科等と連動し、その事前及び事後の学習に活用できる。
- ③ 自転車通学を許可していない場合やスクールバスによる通学の場合は、在家庭時における自転車の乗車に置き換えたり、歩行時における交通安全に置き換えることができる。
- ④ 使用する視聴覚教材や資料は、関係機関や企業等から、交通安全教育を進める上での効果的な教材等が数多く提供されてため、他の教材等と置き換えたり、これらの教材等を参考に各校独自の教材を作成する等、工夫をすることが可能である。

なお、学習の導入に当たっては、本府での自転車事故の発生状況等の他に、自校で発生した自転車の事故概要に触れるなど、児童生徒等のより身近な問題を取り上げて、より内面に迫るなど、理解が深まる工夫することが望ましい。

また、「危険」をテーマとした学習内容が主となっているため、事故に対する恐怖心を与えるだけの指導や危険を発見することを強調しすぎる指導によって、児童生徒等が地域や住民・大人への不信感を持つことに繋がらないようにすることも必要である。通学路等での警察やボランティアの方々による見守り活動、社会の安全システムなどを適宜紹介することで、地域への安心感や大人への信頼感などを持たせ、自分たちの安全が周囲の人々によって支えられていること、その支えに応えるよう自分たちも安全な行動をとることに気付くといった「ソーシャルサポート認知」を押さえることも大切である。

(3) 自転車セーフティーガイダンスで使用する視聴覚教材

ア 文部科学省 DVD

(ア) DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」(平成21年3月)



<活用場面>

* 小学校編 *

低学年「「こうつうあんぜんのスペシャリスト」になろう」

中学年「じてんしゃをあぶないのりものにしない」

(イ) DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」(平成22年3月)



<活用場面>

* 中学校編 *

第1学年「安全マップはルールを守る私の心の地図」

(ウ) DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成24年3月)



<活用場面>

* 中学校編 *

第1学年「安全マップはルールを守る私の心の地図」
 第1～2学年「交通ルールが自分を守ってくれている」
 第2～3学年「「危ないな」私の運転はどう見られているの？」
 全学年「あるある！これって事故につながる運転だった！」

* 高等学校編 *

第1学年「一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう」
 第1～2学年「危険を予測する力を高めよう」
 第2～3学年「私の運転、大丈夫？」
 全学年「交通事故を私が起こすとどうなるの？」

危険予測トレーニング

本DVDに収録されている危険予測トレーニングの内容は、以下のとおり。



※「トレーニング」(55秒間)、「場面1」～「場面18」(1場面あたり約30秒間)

【場面1】歩道を走行中、前方の路地に・・・	難易度★
【場面2】坂道を降りていくと、前方にゴミ集積所が・・・	難易度★
【場面3】交差点では小学生が横断していて・・・	難易度★
【場面4】交差点を直進するが・・・	難易度★
【場面5】交差点を右折しようとして・・・	難易度★★
【場面6】歩道を走行中、前方には小さな子と母親が・・・	難易度★★

【場面7】前方の停車車両の横を通過しようとして…	難易度★★
【場面8】歩道を走行中、駐車場に入る車が…	難易度★★
【場面9】タクシーの横を通る時…	難易度★★
【場面10】交差点を直進するが…その2	難易度★★
【場面11】直進中、前方にハザードランプをつけた車が…	難易度★★
【場面12】前方の停車車両の横を通過しようとして…その2	難易度★★
【場面13】前方の停車車両のブレーキランプが消えた…	難易度★★
【場面14】交差点を直進中、前方のトラックが…	難易度★★
【場面15】交差点を直進中、前方に数台の自転車が…	難易度★★★★
【場面16】交差点を直進中、すぐ隣にはワゴン車が…	難易度★★★★
【場面17】歩道を走行中、親子を避けて車道に…	難易度★★★★
【場面18】交差点を直進中、対向車が止まってくれたので…	難易度★★★★

<活用場面>

＊中学校編＊

第1学年「安全マップはルールを守る私の心の地図」

＊高等学校編＊

第1～2学年「危険を予測する力を高めよう」

ワークシート

ワークシート指導のポイント

本DVDには「ワークシート」と「ワークシートに係る指導のポイント」が収録されている。



<活用場面>

＊中学校編＊

第1学年「安全マップはルールを守る私の心の地図」

第1～2学年「交通ルールが自分を守ってくれている」

第2～3学年「「危ないな」私の運転はどう見られているの？」

全学年「あるある！これって事故につながる運転だった！」

＊高等学校編＊

第1学年「一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう」

第1～2学年「危険を予測する力を高めよう」

第2～3学年「私の運転、大丈夫？」

(エ) DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」(平成25年3月)



<活用場面>

＊小学校編＊

低学年「「こうつうあんぜんのスペシャリスト」になろう」

「やさしいきもちでのりましょう」

中学年「「とまる・みる・たしかめる」のみんなのルールを考えよう」

「じてんしゃをあぶないのりものにしない」

高学年「自分の身は自分で守ろう！」

「ルールを守らないなんてありえない！」

イ 一般社団法人京都府トラック協会・京都府警察本部 DVD

DVD「京都府自転車交通安全」(平成26年4月)



<活用場面>

＊小学校編＊

高学年「ルールを守らないなんてありえない！」

＊中学校編＊

第1～2学年「交通ルールが自分を守ってくれている」

＊高等学校編＊

第1学年「一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう」

(4) 自転車セーフティーガイダンスで使用する資料

ア 京都府教育委員会

「京都府児童生徒の健康と体力の現状」（毎年3月）



<活用場面>

＊小学校編＊

中学年「じてんしゃをあぶないのりものにしない」

高学年「ルールを守らないなんてありえない！」

＊中学校編＊

第1学年「安全マップはルールを守る私の心の地図」

第1～2学年「交通ルールが自分を守ってくれている」

第2～3学年「「危ないな」私の運転はどう見られているの？」

全学年「あるある！これって事故につながる運転だった！」

＊高等学校編＊

第1学年「一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう」

第1～2学年「危険を予測する力を高めよう」

第2～3学年「私の運転、大丈夫？」

全学年「交通事故を私が起こすとどうなるの？」

イ 京都府教育委員会・京都府警察本部

(ア)「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」(平成25年4月)



<活用場面>

＊小学校編＊

- 低学年「「こうつうあんぜんのスペシャリスト」になろう」
「やさしいきもちでのりましょう」
中学年「「とまる・みる・たしかめる」のみんなのルールを考えよう」
「じてんしゃをあぶないのりものにしない」
高学年「自分の身は自分で守ろう」
「ルールを守らないなんてありえない！」

(イ)「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」(平成25年4月)



<活用場面>

＊中学校編＊

- 第1学年「安全マップはルールを守る私の心の地図」
第1～2学年「交通ルールが自分を守っている」
第2～3学年「「危ないなー」私の運転はどう見られているの？」
全学年「あるある！これって事故につながる運転だった！」

(ウ)「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」(平成25年4月)



<活用場面>

＊高等学校編＊

第1学年「一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう」

第1～2学年「危険を予測する力を高めよう」

第2～3学年「私の運転、大丈夫？」

全学年「交通事故を私が起こすとどうなるの？」

自転車セーフティーガイドンス 小学校編

小学校				
学習指導要領「特別活動」解説（抄）				
〔学級活動〕 安全指導としては、防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。これらの内容から発達の段階に即して取り上げることになるが、取り上げた内容について、日常生活で具体的に実践できるようにすることが大切である。 なお、保健指導や安全指導については、関係団体等の協力を得て実施される健康教室、防犯教室、交通安全教室、避難訓練などの学校行事と関連付けて指導を行うことが重要である。また、防犯や交通安全の指導を行うに当たっては、保護者と連携するなどして作成した「地域安全マップ」の活用を行うなど、日常生活で具体的に実践できるよう工夫することが大切である。				
自転車セーフティガイダンス				
ルールやマナーに関すること	学年	低学年	中学年	高学年
	キーワード	ルール・マナー	危険予測	危険予測
	タイトル	「こうつうあんぜんのスペシャリスト」になろう ～自転車の正しい選び方や乗り方～	「とまる・みる・たしかめる」のみんなのルールを考えよう ～待ち伏せる危険を予測する～	自分の身は自分で守ろう！ ～交通事故から身を守る～
加害に関すること	ねらい	安全な道路の歩き方、渡り方から「止まる・見る・確かめる」が事故防止につながることを知るとともに、交通ルールについて理解する。	危険予測が事故防止につながることを知るとともに、ルールやマナーに関する自分の目標を立て、安全は自分の行動で変わることについて理解する。	車からの見え方や自転車事故判例から事故原因を考えるとともに、自分の安全は自分で守ることについて理解する。
	学年	低学年	中学年	高学年
	キーワード	思いやり	危険予測	安全配慮
	タイトル	やさしいきもちでのりましょう ～けがのない自転車の乗り方～	じてんしゃをあぶないのりものにしない ～危険を予測した自転車の乗り方～	ルールを守らないなんてありえない！ ～自分も相手にも安全配慮～
加害に関すること	ねらい	自転車も車両であることを知るとともに、決められた通行場所・方法を守り、歩行者への思いやりを持って通行することの大切さについて理解する。	自己の安全のみならず、歩行者等の安全にも気を付けながら走行することの重要性を知り、自転車の危険性から加害とは何かについて理解する。	ルールを守らないことが人を傷つける事故につながることを知り、自分だけでなく歩行者の安全にも配慮しながら走行する重要性について理解する。

校 種	小学校	学 習 区 分	ルールやマナーについて		
タ イ ト ル	「こうつうあんぜんのスペシャリスト」になろう ～自転車の正しい選び方や乗り方～				
指導する学年	低学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	45分
本時のねらい	安全な道路の歩き方、渡り方から「止まる・見る・確かめる」が事故防止につながることを知るとともに、交通ルールについて理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月） ●文部科学省 DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」（平成25年3月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」（平成25年4月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入					
1 安全クイズをする。（歩行に関すること）			○ イラストを使い、歩行に関する○×クイズを行うなど、学習に関心を持たせる。		
〔発問〕 ・歩道の信号が青の時は車が来ない。 ・点滅しはじめた「青信号」は、渡ってもよい。 ・白線の上を歩いてもよい。 ・歩行者用の信号は上が赤か。			「×」 「×」 「×」 「○」		
展 開					
道路の歩き方や横断歩道の渡り方について学ぼう。					
2 映像を見ながら、道路の歩き方や横断歩道での渡り方などについて学ぶ。			○ 「止まる・見る・確かめる」という基本を身に付けることを押さえる。 ○ 予測できない危険について知る。		
●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 ＞チャプター「交通安全[低学年]」 ＞チャプター「どうろのあるきかた」(53秒間) ＞チャプター「おうだんぼどうのわたりかた」(1分38秒間) ○ 歩行者は右側通行であることを確認させる。 ○ 「止まる・見る・確かめる」の意識を持つことが、事故防止につながることを理解させる。 ○ 決して飛び出してはいけないことを理解させる。					
<どうろのあるきかた>   <おうだんぼどうのわたりかた>  					
「交通安全のスペシャリスト」になろう！ 正しい歩き方については、まかせてね。					
3 自転車の選び方やヘルメットの着用について理解する。			○ 自転車に乗って、けがをしないためには、乗る前の準備が必要なことを説明する。		

学習内容・活動	指導上の留意点
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 > 1 自転車に関する基本的事項②「身体に合った大きさの自転車を選ぶ必要性と身体に合わない自転車の危険性」「自分の身体に合った自転車の選び方と正しい乗車姿勢」 > イラスト等資料集「5 写真素材集①、②」 ○ 資料を活用し、「写真素材集」を啓示するなどしながら、自転車の基本的な選び方や乗り方を理解させる。	
＜自転車の選び方＞ ・ サドルの高さは、またがって「かかと」が少し浮く程度の高さにする。[○か×] ・ ハンドルの高さは、握り部分がサドルよりも5～10cmほど高くなるようにする。[○か×] ＜自転車の乗車姿勢＞ ・ ハンドルを握ったときに、身体が少し傾く。[○か×] ・ 「かかと」が少し浮く程度に両足が地面に着く。[○か×] ・ ブレーキレバーを親指以外の4本の指で握る。[○か×]	
●DVD●「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」 > チャプター「④子どもに伝える安全な自転車の乗り方」 > [視聴開始時間：2分58秒～]「自転車の点検・整備」「ヘルメットの着用」(1分30秒間) ○ DVDから「子どもに伝える安全な自転車の乗り方」を視聴させ、自転車の基本的な点検やヘルメットの正しい着用方法について理解させる。	
＜自転車の点検・整備＞  ＜ヘルメットの着用＞ 	
4 交通ルールについて理解する。	○ 交通ルールを守ることが、けがにつながることを説明する。
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 > 2 自転車の正しい乗り方④「自転車に乗る時のルール」「安全な乗り方」 ○ 資料を活用して、交通ルールを知らないことが、事故につながることを理解させる。	
＜信号の意味＞  《赤色の灯火》 自転車は、停止位置を超えて通行してはならない。 ＜交差点の通行方法＞  右折する時は、青信号で交差点の向こう側まで真っ直ぐ進行し、①地点で止まって右に向きを変え、前方の信号機が青色になってから②地点に通行する。 ○信号機の色の意味を理解させる。 ○交差点の渡り方について確認させる。 ○自転車での歩道の通り方について理解させる。	
まとめ おうちの人にも教えてあげてね！ 自転車は便利で楽しいけど、けがをしないようにね！	
5 本時の学習を振り返り、分かったことや初めて知ったこと、家の人に伝えたいことなどをワークシートに記録する。	○ できることを今日から実践するよう促す。 ○ 保護者参観等を活用し、本時の学習内容を家庭において、家族とともに復習できるようにするなど工夫する。
・ 自分にとって大切なこと。 ・ 家の人に伝えたいこと。	

校 種	小学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること		
タ イ ト ル	「とまる・みる・たしかめる」のみんなのルールを考えよう ～待ち伏せる危険を予測する～				
指導する学年	中学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	45分
本時のねらい	危険予測が事故防止につながることを知るとともに、ルールやマナーに関する自分の目標を立て、安全は自分の行動で変わることについて理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」（平成25年3月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」（平成25年4月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1 自転車に関わる事故や自分の自転車の乗り方について振り返る。 〔発問1〕『自転車の事故を見たことがありますか。また、それはどんな事故だったかな』 〔回答例「ある」〕・自転車と自動車の事故 ・自転車と歩行者の事故 ・自転車同士の事故 〔発問2〕『自転車でぶつかって怖かった経験はないですか。また、それはどんな時でしたか』 〔回答例「ある」〕・しゃべりながらの並列走行 ・一旦停止をせずに渡る ・脇見運転			○ 自転車に乗っている人を見て感じたことでも良いことを伝える。 ○ 「止まる・見る・確かめる」ができているかに気付かせる。 ○ 数名に発表させて、学びを共有する。		
展 開 「とまる」「みる」「たしかめる」を意識しよう。 2 映像を見ながら、「止まる」（一時停止）の後の行動について考える。 ●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 >チャプター「交通安全[高学年]」 >チャプター「見通しの悪い交差点」(2分41秒間) ○ DVDから「見通しの悪い交差点」を視聴させながら、見通しの悪い交差点を安全に走るには「止まる」の後の「見る」「確かめる」をどのように行えばよいのかを考えさせる。			○ 「突然、人や自転車が飛び出してくる」という条件を付けて考えさせるなど工夫する。 ○ 数名に発表させて、学びを共有する。		



一時停止ボタンを押して 考えてみましょう

↓

見通しの悪い交差点を安全に走るには、どうすればいいでしょう。



学習内容・活動	指導上の留意点
3 グループで、資料にある様々な場面での危険を予測し発表する。	○ 校区地図や危険箇所の写真を活用するなど工夫する。
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 　　>5 自転車事故②「様々な場面での危険予測」 ○ 資料を活用して、日常生活の中で自転車運転中における、よくある場面を示しながら、身近に潜んでいる危険について理解をさせる。 <友達としゃべりながらの並進> 　　〔危険予測〕道路に広がって並進すると、歩行者や車と衝突する危険がある。 <夜間にライトを点灯せずに走行> 　　〔危険予測〕夜間にライトを点灯しないで走行すると、障害物等に気付くのが遅れたり、車の運転者から発見されにくく、大きな事故につながる。 <信号機のない交差点で、一時停止せずに通過> 　　〔危険予測〕一時停止せずに通行すると、左右から来る車等と衝突する危険がある。 <車の陰から安全確認せずに横断> 　　〔危険予測〕駐車車両のさらに後ろから来る車の運転者から発見しづらく、衝突する危険がある。 <自宅の駐車場や駐輪場から道路に出る時> 　　〔危険予測〕安全確認をせず、「飛び出し」をして、走行してくる車両や歩行者と衝突する危険がある。	
どんなときでも「とまる」「みる」「たしかめる」を忘れないようにしよう。	
4 「止まる」「見る」「確かめる」を忘れてしまう場合を確認する。	○ 忘れると大きな事故に繋がることを押さえる。
●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 　　>チャプター「交通安全[高学年]」 　　>チャプター「「止まる 見る 確かめる」をわすれるとき」(41秒間) ○ DVDから「「止まる 見る 確かめる」をわすれるとき」を視聴させながら、「止まる」「見る」「確かめる」を忘れないためにどのように気をつければ良いのかを考えさせる。 <「止まる 見る 確かめる」をわすれるとき>   	
まとめ	
「とまる」「みる」「たしかめる」を守るための「みんなのルール」をつくろう。	
5 「止まる」「見る」「確かめる」を守るため、グループで、自転車の乗り方の「みんなのルール」を作成する。	○ できることを今日から実践するよう促す。
〔作成例〕 止まる：片手運転をしない（＝ブレーキをしっかりかけることができる） 見る：横に並んで運転しない（＝おしゃべりせずにしっかり見ることができる） 確かめる：止まれの標識を確認する（＝止まってしっかり確認することができる）	

校 種	小学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること		
タ イ ト ル	自分の身は自分で守ろう！ ～交通事故から身を守る～				
指導する学年	高学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	45分
本時のねらい	車からの見え方や自転車事故判例から事故原因を考えるとともに、自分の安全は自分で守ることについて理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」（平成25年3月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」（平成25年4月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入					
1 自分が自転車に乗っている時の「ひやり、はっとした」体験について交流する。			○ 自分が歩行中に感じた自転車に対する「ひやり、はっとした」体験でも良いことを伝える。		
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 >6 自転車乗用時のモラルとマナー②「ヒヤリ体験の発表」					
○ 資料を活用して、日常生活の中で自転車運転中の「ひやり、はっとした」体験を発表させながら、自分の乗り方を振り返らせる。					
〔発表例〕 ・ 雨の日、傘をさしながら自転車を運転していたら、前から走ってきた車と衝突しそうになった。 ・ 友達とふざけて手放し運転をしていたら、転倒した。 ・ 歩道で歩行者の間を縫うようにジグザグ運転をしながら走行していたら、歩行者と衝突しそうになった。 ・ 駐車車両をよけようとして、対向車とぶつかりしそうになった。					
展 開					
「もしかして、危ないかも？」 危険予測の力を身につけよう。					
2 映像を見ながら、グループでどのような危険が待ち受けているか予測する。			○ 何気ない行動（イヤホン装着、傘差し運転など）が危険に繋がっていることに気付かせる。		
・ 映像のストップモーション後に待ち受けている危険について発表する。					
●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 >チャプター「交通安全[高学年]」 >チャプター「見通しの悪い交差点」(2分41秒間) >チャプター「危険を予測する」(1分55秒間)					
○ DVDから「見通しの悪い交差点」「危険を予測する」を視聴させる。各場面で映像を停止させながら、その後の自分の交通行動を考え、どのような危険が待っているのか、どのような行動をとるべきだったのかを考えさせる。					
<見通しの悪い交差点>					
 ➡ 					

<危険を予測する>



この後に、どんな危険が待ち構えているのでしょうか。考えてみましょう。



予測できましたか？ 予想もしない危険があなたを待っています。

◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」

> 5 自転車事故③「事故事例判決」

- 資料を活用して、「下り坂の先での交差点事故」「交差点での急な右折事故」なども紹介し、自転車事故の事例から未然防止について考えさせるとともに、減速ブレーキのかけ方や前後左右の安全確認について理解させる。

どのような危険が予測されるか。どのようなことを考えて行動するのがよいのか考えよう。

- 3 映像のような場面が起こりそうな校区内の場所について、グループで交流し、発表する。

- 事故が多発している場所などの写真や地図を掲示するなど工夫する。

- 4 自動車から自分たちはどのように見えているのか、運転者の立場で考える。

- 自分の身を守る行動として、反射材やヘルメットの着用についても触れる。
- 自家用車やバスに乗車した時、周囲の自転車の運転の様子を見ることにも触れる。
- 数人に発表させて、学びを共有する。

◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」

> 4 自転車乗用時の様々な危険③「信号機のある交差点の危険」「信号機のない交差点の危険」

> 4 自転車乗用時の様々な危険④「車の運転者からの見え方と危険回避」

- 資料を活用して、「死角」「内輪差」「蒸発現象」など、交差点の安全な横断や夜間走行の危険を紹介し、車の運転手からどのように自分の走行が見えているのかを確認させ、自分の身を守る行動について理解させる。

まとめ

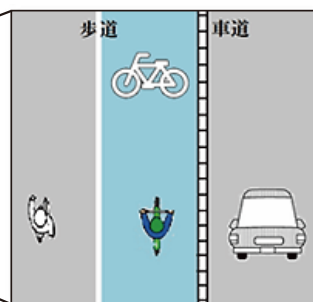
自分の安全は自分たちで守ろう！

- 5 グループで発表された校区内での危険と予測される場所について、安全に通行するための自分たちの行動をグループで考え、発表する。

- できることを今日から実践するよう促す。
- 中学生になると、自転車を使った行動が増えることから、事故も増えることについて触れる。
- 安全マップづくりの取組に繋げるなど工夫する。

校 種	小学校	学 習 区 分	加害に関すること		
タ イ ト ル	やさしいきもちでのりましよう ～けがのない自転車の乗り方～				
指導する学年	低学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	45分
本時のねらい	自転車も車両であることを知るとともに、決められた通行場所・方法を守り、歩行者への思いやりを持って通行することの大切さについて理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」（平成25年3月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」（平成25年4月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1 自転車も車の仲間であることを知る。			○ 車の種類を発表させて、自転車も車両であることを気付かせる。 ○ 自転車もタイヤがあることから車の仲間であることを押さえる。		
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 ＞イラスト等資料集「素材2 パーツ(くるま、バイク、自転車、歩行者)」 ○ 資料を活用して、車や自転車のイラストを啓示しながら説明し、理解を深めさせる。 〔発問〕『自転車の特徴や良いところは何かな。』 〔回答例〕 ・ハンドルがある。 ・遠くまで行ける。 ・タイヤがある。 ・ブレーキがある。 ・人が運転する。 ・車道を走る。 ・楽に走れる。 ・スピードが出る。					
展 開					
自転車の危ないところってどこだろう。考えてみよう。					
2 グループで自転車の危ないところについて交流し、発表する。			○ 自分が感じたことだけでなく、家の人が言っていたこと、自転車に乗っている人を見て感じたことでも良いことを伝える。		
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 ＞2 自転車の正しい乗り方①「自転車の特性」 ○ 資料を活用して、「自転車の特性」から「すぐに止まらない」「倒れやすい」「夜間発見されにくい」なども紹介しながら、自分が自転車に乗っている時に危ないと感じたことを考えさせる。 〔発問〕『自転車に乗っていて、危ないと思ったことはありますか。』 〔発表例〕 ・自分にあった自転車を乗らないと危ない。 ・ルールを守らないとケガをさせる。 ・スピードを出しすぎると危ない。 ・ふざけて乗ると人にケガをさせる。 ・暗いときはライトを付けないと危ない。					
3 車の仲間である自転車であっても、小学生(13歳未満)は、歩道を走ることができることを理解する。			○ 学校周辺の自転車の通行部分がある歩道とない歩道の場所の写真を提示するなど工夫する。		
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 ＞2 自転車の正しい乗り方③「歩道の正しい通行方法」 ○ 資料を活用して、自転車の通行部分がある歩道とない歩道の絵図を見せながら、小学生は歩道を通行できるが、歩行者に迷惑をかけない歩道の通り方を考えさせる。					

<歩道の正しい通行方法>



次はどうなるの？ どんな危険が待ち伏せているのかわかるかな？

4 映像を見ながら、どのような危険が待ち受けているか予測する。

- ・映像のストップモーション後に待ち受けている危険について考える。

- 数名に発表させて、学びを共有する。
- 駐車場や脇道からは、人や自転車も出てくることについて触れる。
- 映像の車を人に置き換えて考えさせるなど工夫する。

●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」

>チャプター「交通安全[高学年]」

>チャプター「歩道を走っているとき」(2分30秒間)

- DVDから「歩道を走っているとき」を視聴させる。各場面で映像を停止させながら、身近な場所にあてはめて、普段の自分の自転車運転を振り返らせ、その後どのような危険が待っているのか、どのような行動をとるべきだったのかを考えさせる。

<危険を予測する>



この後、安全に進むには、どうしたらいいでしょうか。



- ・スピードを緩める。
- ・一旦止まる。
- ・止まって、車が通りすぎるのを待つ。



まとめ

おうちの人にも教えてあげてね！ やさしさや思いやりが命を守ること！

5 本時の学習を振り返り、分かったことや初めて知ったこと、家の人に伝えたいことなどをワークシートに記入する。

- ・自分にとって大切なこと。
- ・家の人に伝えたいこと。

- できることを今日から実践するよう促す。
- 保護者参観等を活用し、本時の学習内容を家庭において、家族とともに復習できるようにするなど工夫する。

校 種	小学校	学 習 区 分	加害に関すること		
タ イ ト ル	じてんしゃをあぶないのりものにしない ～危険を予測した自転車の乗り方～				
指導する学年	中学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	45分
本時のねらい	自己の安全のみならず、歩行者等の安全にも気を付けながら走行することの重要性を知り、自転車の危険性から加害とは何かについて理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月） ●文部科学省 DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」（平成25年3月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」（平成25年4月） ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」（毎年3月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1 京都府における小学生の自転車交通事故の発生状況を知る。 ◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編 「小学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を説明するとともに、自校や校区の状況も知らせる。 2 どのような時や場所で事故が起きるか考える。 ◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 ＞5 自転車事故②「様々な場面での危険予測②」 ○ 資料を活用して、日常でのよくある危険な場面を紹介し、身近な問題として理解させる。 〔発表例〕 ・曲がり角での一旦不停止 ・下り坂でのスピードの出し過ぎ ・交差点での飛び出し ・夜間のライト無灯火 など			○ 資料のグラフから、事故が1年間の中で、どの時期に多いのかについても触れる。 ○ 普段の自分の乗り方を想起するよう助言する。 ○ 数名に発表させて、学びを共有させる。		
展 開 自分も相手も事故にあわないためにできることを考えよう。 3 グループで、自転車乗車時や歩行時に自転車に対して「ひやり、はっとした」場所や場面について交流する。 4 映像を見ながら、歩行者の安全を考えた乗り方を考える。 ●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 ＞チャプター「交通安全[高学年]」 ＞チャプター「歩行者の安全も考える」(57秒間) ○ DVDから「歩行者の安全も考える」を視聴させながら、歩行者の立場で考えさせる。 ＜歩道は歩行者が優先！＞  →  ＜あなたが自転車ならどうしますか？＞			○ 数グループに発表させて、交流を共有する。 ○ 校区地図や写真等を活用するなど工夫する。 ○ 自転車とぶつかりそうになった歩行者がどのように感じたかを思いながら視聴させる。		

学習内容・活動	指導上の留意点
私の運転には、どんな危険が待っているのだろう。	
5 映像を見ながら、どのような危険が待ち受けているか予測する。 映像のストップモーション後に待ち受けている危険について考える。	- 映像内の「子どもの飛び出し」の場面を用い、「加害」とは何かについて理解させる。 - 数人に発表させて、学びを共有する。
●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 >チャプター「交通安全[高学年]」 >チャプター「危険を予測する」(1分55秒間) ○ DVDから「危険を予測する」を視聴させ、各場面で映像を停止し、身近な場所にあってはめて、その後にどのような危険が待っているのか、どのような行動をとるべきだったのかを考えさせる。	
<危険を予測する>  この後に、どんな危険が待ち構えているでしょうか。考えてみましょう。 ↓    予測できましたか？ 予想もしない危険があなたを待っています。	
まとめ	
自転車を危ない乗り物にしない！ 交通ルールを守って、毎日を過ごそう。	
6 映像を見ながら、本時の学習を振り返り、危険を予測できる力を身に付ける大切さを理解する。 「自転車を危ない乗り物にしない」ために自分が気を付ける毎日の心がけをワークシートに記入する。	- 危険を予測することが、危険を回避する力につながることを押さえる。 - 高齢者など、歩行者の立場になって自転車を運転する心がけを持たせる。 - 歩行者を守る視点に気付かせる。
●DVD●「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」 >チャプター「④子どもに伝える安全な自転車の乗り方」 >〔視聴開始時間：3分18秒～〕「危険予測に関する能力」(3分間) ○ DVDから「子どもに伝える安全な自転車の乗り方」を視聴させ、危険を予測する力を身に付ける大切さを理解させる。	
<危険予測に関する能力>   	

校 種	小学校	学 習 区 分	加害に関すること		
タ イ ト ル	ルールを守らないなんてありえない！ ～自分も相手にも安全配慮～				
指導する学年	高学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	45分
本時のねらい	ルールを守らないことが人を傷つける事故につながることを知り、自分だけでなく歩行者の安全にも配慮しながら走行する重要性について理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」（平成25年3月） ●一般社団法人京都府トラック協会・京都府警察本部 DVD「京都府自転車交通安全」（平成26年4月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」（平成25年4月） ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」（毎年3月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1 京都府における小学生の自転車交通事故の発生状況を知る ○ 自校や校区の様子についても触れる。 ○ 資料のグラフや事故の割合を示し、なぜ自転車事故を起こしたのかを考えさせる。 ◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編 「小学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を説明するとともに、自校や校区の状況も知らせる。					
2 自転車乗車時の「ひやり、はっとした」体験を考える。 ○ 数人に発表させて、学びを共有する。 ○ 資料や「ひやり、はっとした」体験から、間違った乗り方をすると事故につながることを説明するとともに加害者になることも説明する。 〔発表例〕 - 止まっている車の横を通る時、車の陰から人が出てきてぶつかりそうになった。 - 交差点で、出会いがしらに自転車同士でぶつかりそうになった。 - 交差点で、一時停止をしなかったので、走ってきた車とぶつかりそうになった。					
展 開 自転車に乗っていて、人にけがをさせる（加害者になる）ことがあることを知ろう。 3 映像を見ながら、自分の自転車運転時の通行の仕方を振り返る。 ○ 映像に出てくる運転者を自分に置き換え、歩行者にケガをさせない行動を考えさせる。 ○ 加害者になる場面に触れ、損害賠償とは何かを含め説明する。 ●DVD●「安全に通学しよう～自分で身を守る、みんなで守る～」 ＞チャプター「交通安全[高学年]」 ＞チャプター「歩行者の安全も考える」(57秒間) ○ DVDから「歩行者の安全も考える」を視聴させながら、歩行者の立場で考えさせる。 ＜歩道は歩行者が優先！＞  ➡ ＜あなたが自転車ならどうしますか？＞ 					

学習内容・活動	指導上の留意点		
4 グループで、映像の感想と自分の自転車運転時の通行の仕方を交流し、歩行者と事故を起こさないために、注意しなければならないことについて発表する。 〔発表例〕 ・ 歩行者の横を自転車で通る時は、スピードを落として通るか、一旦降りる。 ・ 交差点では、かならず一時停止をする。	○ 「ひやり、はっとした」体験の原因を思い出させ、ルールを守らないことが、その原因につながっていることに気付かせる。		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">まとめ</td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>	まとめ		
まとめ			
人を傷つけない自転車の運転ができるように、高い意識を持とう。			
5 映像を見ながら、ルール違反の運転を理解する。	○ ルール違反が人を傷つける事故につながることに気付かせる。 ○ 自転車よりも歩行者を優先することを押さえる。 ○ 相手の立場を思いやる気持ちを持って走行することの大切さを押さえる。		
●DVD●「京都府自転車交通安全」 >チャプター「本編」 >〔視聴開始時間：11分30秒～〕「自転車のルール」(1分30秒間) ○ DVDから「自転車のルール」を視聴させながら、ルールを守らない自分の運転が、大きな事故につながり、相手を傷つけてしまうことを理解させる。 ＜自転車のルール＞  右側通行禁止  スマートフォンを 使用しながらの運転  無灯火 イヤホン・ヘッドホン しながらの運転  並進走行は禁止  二人乗り  傘さし運転			
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～小学校用～」 > 6 自転車乗用時のモラルとマナー①「歩行者の保護」「迷惑行為の影響」 ○ 資料を活用しながら、自転車の通行の仕方を再度、確認させる。			
6 各グループからの発表内容と映像を踏まえ、今後の自分の自転車の乗り方の改善点を、ワークシートに記入する。	○ 「止まる」「見る」「確かめる」を意識させる。 ○ できることを今日から実践するよう促す。 ○ 数名に発表させて、学びを共有する。		

自転車セーフティーガイドンス 中学校編

中学校

学習指導要領「特別活動」解説（抄）

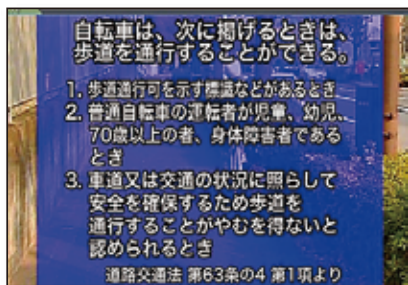
〔学級活動〕

安全に関しては、学校内外を含めた自分の生活行動を見直し、自ら安全に配慮するとともに、危険を予測できる力や的確に行動できる力を高めていくよう日ごろからの注意の喚起や指導が必要である。また、日ごろの備えを含め自然災害等に対しての心構えや適切な行動がとれる力を育てることが大切である。さらに、自己の安全を確保するのみならず、身の回りの人の安全を確保する態度を育むことが重要である。

具体的には、防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することなどについて生徒の学年や発達の段階も踏まえて題材を設定し、事故の発生状況や危険箇所の調査結果をもとにした話し合い、「ひやり、はっとした」といった体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど様々な方法による展開が考えられる。

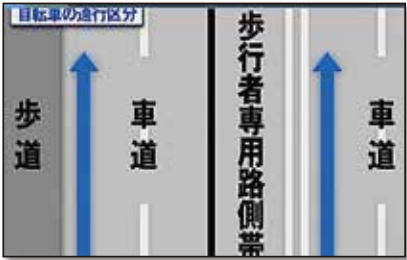
自転車セーフティガイド

ルールやマナーに関すること	学年	第1学年（4～5月）	第1～2学年	第2～3学年
	キーワード	危険予測	ルール・マナー	思いやり
	タイトル	安全マップはルールを守る私の心の地図 ～新しい通学路に潜む危険を予測しよう～	交通ルールが自分を守ってくれている ～交通ルールを守る重要性～	「危ないなー」私の運転はどう見られているの？ ～人に優しい運転を考えよう～
	ねらい	自転車通学の許可による新しい通学路で生じる危険を予測することで、事故を回避できることを知り、事故を起こさない交通行動の必要性について理解する。	ルールを違反する危険な自転車の乗り方が、自分に事故を引き寄せていることを知り、ルールを守る重要性について理解する。	自分の行動が周囲からどのように見られているのか、また、様々な立場の人々の交通上の危険を知り、人に優しい運転について理解する。
加害に関すること	学年	全学年		
	キーワード	民事・刑事責任、道義上の責任		
	タイトル	あるある！これって事故につながる運転だった！ ～加害事故を起こさない～		
	ねらい	自転車の乗り方によって、交通事故では被害者にも加害者にもなることに併せ、加害事故は未成年者でも社会的な責任を負うことについて理解する。		

校 種	中学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること			
タ イ ト ル	安全マップはルールを守る私の心の地図 ～新しい通学路に潜む危険を予測しよう～					
指導する学年	第1学年（4～5月）	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	50分	
本時のねらい	自転車通学の許可による新しい通学路で生じる危険を予測することで、事故を回避できることを知り、事故を起こさない交通行動の必要性について理解する。					
使用する教材	●文部科学省 DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月） ●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」（平成24年3月）					
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」（平成25年4月） ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」（毎年3月）					
学習内容・活動			指導上の留意点			
導 入						
覚えてるかな？ 自転車のルールを確認しよう。						
1 自転車の正しい乗り方について理解する。 ・ 映像を見ながら、正しい通行方法について理解する。 ・ 道路交通法の改正点、自転車安全利用五則について理解する。 ・ ヘルメットの着用が、不測の事態における頭部損傷から守ることについて理解する。			○ 正しい通行方法は、学校周辺の路側帯を例示しながら説明する。 ○ 普段、何気なく行っている行動（イヤホン装着、傘差し運転など）が、道路交通法などの法令に違反する間違った行動あることを踏まえる。 ○ ヘルメットの着用と未着用の頭部損傷の差を示すなど、ヘルメットは頭部を守るために大切なものであることを説明する。			
●DVD●「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」 ＞チャプター「交通社会の一員として(中学校)自転車の安全を考える」 ＞〔視聴開始時間：1分52秒～〕「交通社会の一員である自転車運転者」(2分間)						
○ DVDから「交通社会の一員である自転車運転者」を視聴させながら、「自転車は車道を通行」「歩道を通行できる条件」「歩道を通行する際の留意点」を理解させる。						
＜自転車は歩道を通行＞  ＜歩道を通行できる条件＞ 						
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」 ＞1 交通ルールを守ることの重要性②「自転車の特性」 ＞1 交通ルールを守ることの重要性④「車道の通行方法(通行区分)」 ＞1 交通ルールを守ることの重要性⑤「歩道の通行方法」						
○ 資料を活用して、「車道と歩道の通行方法」を紹介し、自転車の正しい乗り方を理解させる。 ○ 資料を活用して、「自転車の特性」を紹介するとともに、自転車は体を保護するものがないため転倒するとけがをしやすいくことから、ヘルメット着用の大切さを理解させる。						
展 開						
2 京都府における中学生の自転車交通事故の発生状況を知る。			○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。			
◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」						

学習内容・活動	指導上の留意点
>Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 >資料編 「中学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。	
なぜ、そのような事故を起こしてしまったのだろう？	
3 自校等での事故の様子を踏まえ、なぜ、そのような事故が発生したのかをグループで考える。	○ 数グループに発表させて、学びを共有する。 ○ 同じような事故を起こさないために、安全マップを作成することに繋げる。
AAA(トリプルA)マップを作ろう！ 新しい(A)通学路を、新しい(A)気持ちで、安全(A)に！	
4 通学路の安全マップを、グループで作成する。 ・「危険だと思われる場所」「安全に通行するための行動」について書き込む。 ・小学校区毎に作成し、最終的に一つにまとめる。 ・安全な自転車通学の方法を知る。 ・ボランティアや警察の方々により、登下校の時間帯の見守り活動など、自分たちの安全が支えられていることを知る。	○ 事前に実際の通学路に出向いたり、動画や写真を用意するなど、イメージしやすい工夫をする。 ○ 事前に実際の通学路に出向く際には、保護者や自治会等とも連携をするなど、多くの目で確認するなど工夫をする。 ○ 「危険を発見する」を強調しすぎることによって、地域や住民・大人への不信感に繋がらないよう、地域への安心感や大人への信頼感など周囲の人に支えられていること、その支えに応えるように自分たちも安全な行動をとることなど「ソーシャルサポート認知」を押さえる。
5 完成した安全マップの活用方法について考える。	○ 数人に発表させて、学びを共有する。 ○ 自分たち一人ひとりの安全に対する行動が、安心・安全な社会につながることを説明する。
〔活用例〕 ・校内で発表し、全学年で活用する。 ・地域に配布し、多くの方に自分たちの行動を分かってもらう。 ・家の人に説明し、通勤の際に注意することに役立てってもらう。 など	
まとめ	
AAA(トリプルA)マップをイメージしながら、危険予測トレーニングをしてみよう。	
6 通学路をイメージしながら、危険予測トレーニングをグループで実施する。 ・映像を見ながら、ストップモーション後に待ち受けている危険について交流する。	○ 通学路と似たような場面を想起するよう助言する。
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 >チャプター「危険を予測する力をつける」 >チャプター「トレーニング」(55秒間)、「場面1」～「場面18」(1場面あたり約30秒間) ○ DVDから「トレーニング」を視聴させ、「場面1」～「場面18」から自校の通学路状況に似たような場面を選択して、各場面で映像を停止させながら、その後の自分の交通行動を考え、どのような危険が待っているのか、どのような行動をとるべきだったのかを考えさせる。 ○ DVD付属のワークシート(p8～12)を活用する。	
<場面3：交差点では小学生が横断している>  	

校 種	中学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること		
タ イ ト ル	交通ルールが自分を守ってくれている ～交通ルールを守る重要性～				
指導する学年	第1～2学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	50分
本時のねらい	ルールを違反する危険な自転車の乗り方が、自分に事故を引き寄せていることを知り、ルールを守る重要性について理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」（平成24年3月） ●一般社団法人京都府トラック協会・京都府警察本部 DVD「京都府自転車交通安全」（平成26年4月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」（平成25年4月） ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」（毎年3月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入			○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。		
1 京都府における中学生の自転車交通事故の発生状況を知る。					
◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編「中学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。					
2 自分の交通行動を振り返る。 ・ 映像を見ながら、自分の運転と比較する。			○ 安全確認の様子に留意しながら視聴するよう助言する。 ○ 数人に発表させて、学びを共有する。		
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 ＞チャプター「自分の乗り方は安全か？」 ＞チャプター「見通しの悪い交差点」(1分28秒間)、「信号のある交差点の横断」(1分37秒間)、「一時停止の標識のある交差点」(1分39秒間)、「朝の校門付近」(2分27秒間)、「歩道での走行」(1分39秒間)、「夕暮れの帰り道」(1分33秒間) ○ DVDから「自分の乗り方は安全か？」を視聴させながら、自分の交通行動を振り返らせる。 ○ DVD付属のワークシート(p2～7)を活用する。					
<信号のある交差点の横断>  <朝の校門付近> 					
展 開					
私の乗り方は、交通ルールを違反していないかな？ 自転車の正しい乗り方を確認しよう。					
3 自転車の正しい乗り方について理解する。 ・ 映像を見ながら、正しい通行方法や信号機の意味について理解する。 ・ 道路交通法の改正点、自転車安全利用五則について理解する。 ・ 自転車での通学途中に、どのくらいの割合で歩道と車道を走行しているか思い出す。			○ 正しい通行方法や信号機の意味は、学校周辺の路側帯や信号機を例示しながら説明する。 ○ 自転車での通学途中に、どれくらいの割合で歩道と車道を走行しているかにも触れながら、歩道を走行する際のルールを押さえる。 ○ 歩道と車道の走行割合については、事前に調べ学習を行うなど工夫する。		

学習内容・活動	指導上の留意点
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」 > 1 交通ルールを守ることの重要性⑥「信号の意味」 ○ 資料を活用して、自転車に乗っている時に従う信号機や信号の意味を理解させる。 ●DVD●「京都府自転車交通安全」 > チャプター「本編」 > 〔視聴開始時間：8分50秒～〕「普通自転車の定義」(25秒間)、「自転車の通行区分」、(2分23秒間)、「信号交差点の通行方法」、(1分12秒間)、「交差点の右折方法」(2分25秒間)、「交差点の左折方法」(55秒間)、「自転車のルール」(2分間) ○ DVDから、「普通自転車の定義」「自転車の通行区分」「信号交差点の通行方法」「交差点の右折方法」「交差点の左折方法」「自転車のルール」を視聴させながら、交通ルールを確認させる。 <自転車の通行区分>  <自転車のルール> 	
交通ルールを違反すると、どのような事故につながるのか考えてみよう。	
4 自分の通学路に、一時停止を表す「止まれ」の標識が、いくつあるかを思い出す。 5 交通ルールを違反することが事故につながる原因になることを理解する。 - 事例①「無灯火で道路を横断中に車と衝突」 - 事例②「点滅の信号機に強引に進出し車と衝突」 - 事例③「止まれの標識で一時停止せず車と衝突」 - 事例④「並進走行中に車のドアが開き衝突」 - 事例⑤「傘差して赤信号に気付かず車と衝突」 - 交通ルールの違反事項と対策を知る。	○ 「止まれ」の標識探しを、事前の調べ学習にするなど工夫する。 ○ 無意識のうちに「止まる」場所と「止まらない」場所を標識(交通ルール)ではなく、自己判断で走行していることに気付かせる。 ○ 数人に発表させて、学びを共有する。 ○ 事例は、自校での実態に応じて、1～2つ選択するなど工夫する。 ○ 普段、何気なく行っている行動(イヤホン装着、傘差し運転など)が、道路交通法などの法令に違反する間違った行動あることを踏まえる。 ○ 事故を起こす要因には、「焦り」「悩み」「慣れ」などもあり、自分の感情のコントロールが必要であることにも触れる。
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」 > 2 危険予測と回避①「事故事例の原因究明と防止対策[①夜間の道路横断事例][②信号機のある交差点での衝突事例][③安全不確認事例][④並進事例][⑤傘差し運転事例]」 ○ 資料を活用して、「無灯火での道路横断事故事例」「信号での事故事例」「一時停止をしなかった事故事例」「並進、傘差し運転事故事例」を示し、事例にある事故の原因を考えさせるとともに、「対策」を紹介しながら、交通ルール違反が、事故原因になることを理解させる。	
まとめ	
交通ルールが自分を守ってくれている。 自分から事故を招かないために。	
6 「何度も二人乗りをしているが、一度も危ない目に遭っていないから、そんなルールを守る必要はない。」という友人に、どのようなアドバイスができるかを考える。 事故を防ぐため、交通ルールが自分たちを守ってくれていることを理解する。	○ 数人に発表させて、学びを共有する。 ○ 交通ルールを違反することで、自分に事故を引き寄せないことを説明する。 ○ 互いに注意し、声を掛け合えるなど、他人の安全を守ることが、自分の安全にもつながることに気付かせる。

校 種	中学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること		
タ イ ト ル	「危ないな」私の運転はどう見られているの？ ～人に優しい運転を考えよう～				
指導する学年	第2～3学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	50分
本時のねらい	自分の行動が周囲からどのように見られているのか、また、様々な立場の人々の交通上の危険を知り、人に優しい運転について理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」（平成24年3月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」（平成25年4月） ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」（毎年3月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入					
1 京都府における中学生の自転車交通事故の発生状況を知る。			○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。		
◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編 「中学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。					
展 開					
「あの子、危ないな」 私の運転は、周囲からどのように見られているのかな？					
2 自分の交通行動を振り返る。			○ 自宅から学校までの通学路の様子をイメージするよう助言する。 ○ 自分の運転も同じように見られていることに気付かせる。		
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 ＞チャプター「地域の安全を守る役」 ＞チャプター「見えているもの、見えている世界が違う」 ＞〔視聴開始時間：4分35秒～〕「自動車ドライバーからの視点」(1分間) ○ DVDから「見えているもの、見えている世界が違う」から自動車ドライバーからどのように自分たちの交通行動が見えているのかを理解させる。 ○ DVD付属のワークシート(p17)を活用する。					
<自動車ドライバーの立場からの場面>  突然前に飛び出してくるのが車道のはず  横に広がって全然周りのことを					
3 自転車の正しい乗り方について理解する。			○ 正しい通行方法は、学校周辺の路側帯を例示しながら説明する。 ○ 普段、何気なく行っている行動（イヤホン装着、傘差し運転など）が、道路交通法などの法令に違反する間違った行動あることを踏まえる。 ○ ヘルメットの着用と未着用の頭部損傷の差を示すなど、ヘルメットは頭部を守るために大切なものであることを説明する。		
・ 正しい通行方法について理解する。 ・ 道路交通法の改正点、自転車安全利用五則について理解する。 ・ ヘルメットの着用が、不測の事態における頭部損傷から守ることについて理解する。					

学習内容・活動	指導上の留意点
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」 > 1 交通ルールを守ることの重要性②「自転車の特性」 > 1 交通ルールを守ることの重要性④「車道の通行方法（通行区分）」 > 1 交通ルールを守ることの重要性⑤「歩道の通行方法」 ○ 資料を活用して、「車道と歩道の通行方法」を紹介し、自転車の正しい乗り方を理解させる。 ○ 資料を活用して、「自転車の特性」を紹介するとともに、体を保護するものがないため、転倒するとけがをしやすいため、ヘルメット着用の効果を理解させる。	
私が歩行者だったら！ 人に優しい運転について考えてみよう。	
4 様々な立場の視点に立った、安全な自転車の乗り方について理解する。 ・ 映像を見ながら、「幼児」「高齢者」「障害者」の各視点に立った安全な通行について考える。	○ 普段、通学路で何気なくすれ違う人たちが思っていることと同じであることを補足する。 ○ 自転車乗車時に限らず、歩行時にも優しい行動をとることを押さえる。 ○ 数人に発表させて、学びを共有する。
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 >チャプター「地域の安全を守る役」 >チャプター「見えているもの、見えている世界が違う」(4分25秒間) ○ DVDから「見えているもの、見えている世界が違う」を視聴させながら、幼児、高齢者、視覚・聴覚障害者の各立場からのヒヤリハットに気付き、普段の交通行動の危険を理解させるとともに、人に優しく、安全を確保した自転車の乗り方や歩行時の行動について考えさせる。 ○ DVD付属のワークシート(p17)を活用する。	
＜高齢者の立場からの場面＞  ＜視覚障害者の立場からの場面＞ 	
まとめ	
被害者にも加害者にもならないために！ できることを私から発信していこう！	
5 被害者にも加害者にもならないための安全な交通行動をとる自分たちの誓いを表したシンボルマークとスローガンを、各グループで作成し、発表する。	○ 幼児から高齢者まで様々な世代の人々に、理解してもらえるデザインを心がけるよう助言する。
〔作成例：京都府交通安全対策協議会「交通安全府民運動シンボルマーク」〕 【シンボルマーク】 【マークの意味】 ・ 自転車が道を軽快に走り抜けることをイメージ ・ ハートが思いやり、ラインがマナーアップを表現 【スローガン】 自転車の わがまま気まま 事故のもと	
6 完成したシンボルマークの活用方法について考える。	○ 数人に発表させて、学びを共有する。 ○ 自分たち一人ひとりの安全に対する行動が、安心・安全な社会につながることを説明する。
〔活用例〕 ・ 自転車通学許可ステッカーのマークにする。 ・ 反射材のデザインに活用する。 ・ 地域に配布し、多くの方に自分たちの行動を分かってもらう。 など	

校 種	中学校		学 習 区 分	加害に関すること	
タ イ ト ル	あるある！これって事故につながる運転だった！ ～加害事故を起こさない～				
指導する学年	全学年	指 導 場 面	特別活動（学級活動）	指 導 時 間	50分
本時のねらい	自転車の乗り方によって、交通事故では被害者にも加害者にもなることに併せ、加害事故は未成年者でも社会的な責任を負うことについて理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」（平成24年3月）				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」（平成25年4月） ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」（毎年3月）				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入					
1 自転車運転中の「ひやり、はっとした」体験について、グループで交流する。			○ 自分では体験がない場合は、日常で見かけた危険な状況について交流しても良いことを伝える。		
あるある！ これって事故につながる運転だったんだ！					
2 自転車の危険な運転が、事故につながることにについてグループで話し合い、発表する。 ・映像を見ながら、「曲がり角を全力」「車道を通行」「人混みの中を通行」の場面で予測される事故を考える。			○ 「ひやり、はっとした」体験と同じ状況が映像にあったか確認しながら話し合うよう助言する。 ○ 事故を起こす要因には、「焦り」「悩み」「慣れ」など、自分の感情のコントロールが必要であり、時間に余裕をもった行動が、事故防止につながることを説明する。		
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 ＞チャプター「気持ちを意識してみよう！」 ＞「曲がり角を全力」(15秒間)、〔視聴開始時間：1分00秒～〕「車道を通行」(6秒間)、〔視聴開始時間：1分6秒～〕「人混みの中を通行」(4秒間) ○ DVDから「気持ちを意識してみよう！」を視聴させながら「曲がり角を全力」「車道を通行」「人混みの中を通行」の場面で映像を停止し、焦っている時の運転が引き起こす事故について考えさせる。 ○ DVD付属のワークシート(p15)を活用する。					
＜「曲がり角全力」の場面＞ 			＜「人混みの中の通行」の場面＞ 		
〔＜「曲がり角全力」の場面＞ 発表例〕 ・曲がり角の先の歩行者や自動車と衝突。 ・歩行者に気付き、急ブレーキの弾みで自分が転倒。 ・歩行者に気付き、急ブレーキの弾みで飛んだ荷物に接触したバイクが転倒。など					
展 開					
3 京都府における中学生の自転車交通事故の発生状況を知る。			○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。		
◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編 「中学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。					

学習内容・活動	指導上の留意点
自分が加害者になったらどうなるの？	
4 自分が加害者になる事故を起こした時の責任について理解する。 - 映像を見ながら、自分の交通行動を振り返る。 - 加害事故を起こした際の「刑事上」「民事上」の責任について理解する。 - 損害賠償責任等に対応する保険の必要性を知る。	- 自転車は車と同じ「車両」であり、事故を起こすと自転車にも責任が伴うことを説明する。 - 万全に注意しても、いつ起こるか分からないのが交通事故であり、万が一の事故に備える保険の必要性を説明する。
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 >チャプター「自転車の賠償責任、点検・整備等について」(1分37秒間) ○ DVDから「自転車の賠償責任、点検・整備等について」を視聴させながら、自分の危険な自転車の乗り方が原因で加害事故につながり、社会的な責任を負う場合があることを理解させる。 <自転車の賠償責任、点検・整備等について>  無灯火で携帯電話を操作しながら走行し ➡   5000万円の支払いの判決が下されました ➡  賠償責任の保険が付けられています 自転車安全整備士番号	
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」 > 4 交通事故の怖さ「交通事故の責任」 ○ 資料を活用して、「交通事故の責任」から「刑事上の責任」や「民事上の責任」の賠償例を説明し、未成年者でも責任を問われることを理解させる。	
5 道義的責任について理解する。 - 被害者の家族（遺族）や加害者の家族の手記等から道義的な責任の理解を深める。 6 交通事故発生時の対処方法について知る。 - 救急車（119番）の呼び方 - 警察（110番）への連絡	- 被害者でも加害者でも、家族や周囲の人に大きな悲しみと迷惑をかけることを説明する。 - 被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があることを押さえる。 - 万が一、事故を起こした時には、逃げずに適切な行動を取るよう説明する。
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～中学校用～」 > 4 交通事故の怖さ「交通事故発生時の対応方法」 ○ 資料を活用して、「交通事故発生時の対応方法」「110番、119番の仕方」を理解させる。	
まとめ	
加害者にならないために！ 自分へのメッセージを「標語」に込めよう！	
7 加害事故を起こさないために自分ができていることを考え「標語」を作成する。	○ 自分の安全運転に対する誓いを込めるとともに、友達にも伝えてあげられるような標語とするよう助言する。

自転車セーフティーガイドンス 高等学校編

高等学校

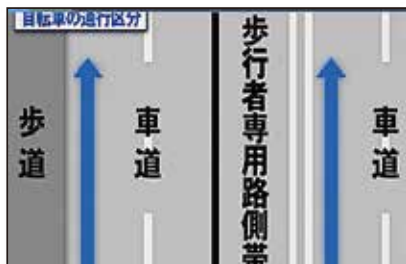
学習指導要領「特別活動」解説（抄）

〔ホームルーム活動〕

取り上げる題材としては、生命の尊重に関すること、防犯を含めた生活安全や交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、環境整備に関すること、規律ある習慣に関することなどが考えられる。特に、交通安全については、高校生の年齢では自転車や自動二輪車による事故が多いこと、自動車の運転や同乗中の事故が少なくないことを踏まえ、社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める指導を行うことが重要である。また、種々の事故の原因となる生活環境や生活行動を自ら見直し、安全の確保や環境の整備について考えさせ、危険を除去できる自主的、実践的な態度を養うことも必要である。したがって、事故の発生状況や危険箇所の調査結果や映像資料等をもとにした話し合い、「ひやり、はっとした」といった体験に基づく感想や発表、安全マップの作成、実技を通じた学習、ロールプレイングなど実践力の育成につながる様々な方法による展開が考えられる。

自転車セーフティガイド

ルールやマナーに関すること	学年	第 1 学年	第 1 ～ 2 学年	第 2 ～ 3 学年
	キーワード	ルール・マナー	危険予測	交通安全活動
	タイトル	一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう ～事故の原因を探る～	危険を予測する力を高めよう ～危険予測能力と危険回避能力の向上～	私の運転、大丈夫？ ～身近に潜む事故～
	ねらい	交通ルールやマナーを守るとともに、様々な立場の人々の交通上の危険を踏まえた思いやりのある行動が事故を防ぐことを知り、交通社会の一員としての行動について理解する。	様々な交通場面での危険予測と危険を回避する力を高めるとともに、子どもや高齢者等の行動特性を知り、安全な通行について理解する。	自転車事故で被害者にも加害者にもならないための交通行動を考えるとともに、事故防止に向けたアドバイスを考えることで地域社会の交通安全活動への参画について理解する。
加害に関すること	学年	全学年		
	キーワード	民事・刑事責任、道義上の責任		
	タイトル	交通事故を私が起こすとどうなるの？ ～民事・刑事責任、道義的責任～		
	ねらい	加害事故を起こすと、社会的責任等が問われ、事故に関わる全ての人の生涯につながる悲しみや責任になることについて理解する。		

校 種	高等学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること		
タ イ ト ル	一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう ～事故の原因を探る～				
指導する学年	第1学年	指 導 場 面	特別活動 (ホームルーム活動)	指 導 時 間	50分
本時のねらい	交通ルールやマナーを守るとともに、様々な立場の人々の交通上の危険を踏まえた思いやりのある行動が事故を防ぐことを知り、交通社会の一員としての行動について理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成24年3月) ●一般社団法人京都府トラック協会・京都府警察本部 DVD「京都府自転車交通安全」(平成26年4月)				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」(平成25年4月) ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」(毎年3月)				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1 京都府における高校生の自転車交通事故の発生状況を知る。 ○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。 ◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編 「高等学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。					
展 開 交通ルールを知っていた？ 知らなかった？ 知っていたけど守っていなかった？ 2 道路交通法の改正点、自転車安全利用五則について、理解する。 ○ 危険な行動が「道路交通法」「京都府道路交通規則」に抵触することを説明する。 3 違反しがちな交通ルールについて確認するとともに、自分の交通行動を振り返る。 ○ 普段の何気ない行動(イヤホン装着、傘差し運転など)が、法令違反であることを説明する。 ○ 自宅から学校までの通学路での様子をイメージするよう助言する。 ・ 映像を見ながら、交通ルールを確認する。 ●DVD●「京都府自転車交通安全」 ＞チャプター「本編」 ＞〔視聴開始時間：8分50秒～〕「普通自転車の定義」(25秒間)、「自転車の通行区分」、(2分23秒間)、「信号交差点の通行方法」、(1分12秒間)、「交差点の右折方法」(2分25秒間)、「交差点の左折方法」(55秒間)、「自転車のルール」(2分間) ○ DVDから、「普通自転車の定義」「自転車の通行区分」「信号交差点の通行方法」「交差点の右折方法」「交差点の左折方法」「自転車のルール」を視聴させながら、交通ルールを確認させる。					
＜自転車の通行区分＞ 			＜自転車のルール＞ 		

学習内容・活動	指導上の留意点
4 自転車事故の事例から、「原因となった違反」と「事故を防ぐ乗り方」について、グループで交流する。 - 事例①「無灯火、携帯電話操作で歩行者と衝突」 - 事例②「傘差し運転で雨合羽着用自転車と衝突」 - 事例③「駐車車両の前方から横断し、車と衝突」 ◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」 > 1 交通ルール遵守の重要性①「事故事例研究[①無灯火運転、携帯電話使用事故事例][②傘差し運転、一時不停止運転事故事例][③飛び出し事故事例]」 ○ 資料を活用して、「無灯火運転、携帯電話使用」「傘差し運転、一時不停止」「飛び出し」の事故事例を示し、交通ルール違反が事故原因になることを理解させる。	○ 事例は、本校での実態に応じて1～2つ選択するなど工夫する。 ○ 同じような場面で、自分に「ひやり、はっとした」体験がなかった振り返るよう助言する。 ○ 違反となる行動が「歩行者の発見の遅れ」「とっさの危険回避の遅れ」「安全確認の怠り」等につながることを押さえる。
私は、優しい気持ちで運転しているかな？ 私の運転はどのように見られているのかな？	
5 自分の運転が人に優しい運転かを考える。 映像を見ながら、「幼児」「高齢者」「障害者」「自動車ドライバー」の各視点に立った安全な通行について考える。 ●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 >チャプター「地域の安全を守る役」 >チャプター「見えているもの、見えている世界が違う」(5分55秒間)	○ 「人に当たるかもしれない」といった、「～かもしれない」の意識をもって考えさせる。 ○ 交通ルールを土台に、それに加えて交通マナーがあることを押さえること。
<見えているもの、見えている世界が違う>   <自動車ドライバーの立場からの場面>  	
まとめ	
一人一人が交通ルールやマナーを守る意識を高め合おう。	
6 自分の自転車の乗り方に点数を付けた場合、「10点満点中で何点か」「満点でない場合、10点を付けるためには、どのように行動を改めれば良いのか」を考える。	○ 自分の運転に減点をしたということは、何らかの不安定な行動を認識しているため、その行動を修正し、日頃の目標にするよう意識付けさせる。

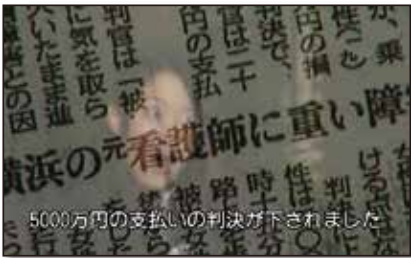
校 種	高等学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること		
タ イ ト ル	危険を予測する力を高めよう ～危険予測能力と危険回避能力の向上～				
指導する学年	第1～2学年	指 導 場 面	特別活動 (ホームルーム活動)	指 導 時 間	50分
本時のねらい	様々な交通場面での危険予測と危険を回避する力を高めるとともに、子どもや高齢者等の行動特性を知り、安全な通行について理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成24年3月)				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」(平成25年4月) ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」(毎年3月)				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1 京都府における高校生の自転車交通事故の発生状況を知る。 ◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編 「高等学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。			○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。		
2 道路交通法の改正点、自転車安全利用五則について、理解する。			○ 危険な行動が「道路交通法」「京都府道路交通規則」に抵触することを説明する。		
展 開 「ひやり、はっとした」体験は、事故につながるサイン。 ゆとりを持った生活をしてるかな？ 3 自分が経験した「ひやり、はっとした」体験について、グループで交流する。			○ 事前に「ひやり、はっとした」体験のアンケートを実施し、その結果を活用するなど工夫する。 ○ 「ひやり、はっとした」を感じた時点で、自分の交通行動に問題があることに気付かせる。 ○ 時間に余裕のある行動が事故防止につながることを、焦る気持ちをなくすことは難しいが焦っても行動をコントロールできれば良いことを押さえる。 ○ 数グループに発表させて、交流を共有する。		
事故につながる通学路の環境を確かめよう。					
4 「ひやり、はっとした」体験に繋がる、時間帯や天候、子どもや高齢者の行動特性を知る。 ・ 夜間、雨天時の通行方法を知る。 ・ 子どもや高齢者の行動特性を知る。 ◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」 ＞3 交通ルールの再確認⑤「夜間・雨天時の通行方法」 ＞2 危険予測と回避③「行動特性の理解」 ○ 資料を活用して、夜間時は歩行者の発見が遅れること、雨天時の傘差し運転の禁止や路面が濡れているとスリッパしやすく、ブレーキをかけても効きにくくなることを理解させる。 ○ 資料を活用して、子どもや高齢者の行動特性を紹介しながら、子どもの急な飛び出しや高齢者の危険回避に対する反応が遅くなることを説明し、安全に通行する行動を理解させる。			○ 時間帯や天候の状況に応じた行動をとること、夕暮れ・夜間外出時の早めのライト点灯や反射材用品等の着用など目立つ工夫の心がけを踏まえる。 ○ 学校周辺で注意を要する場所(幼稚園、小学校、病院、高齢者施設、国道等)にも触れる。		
次はどうなる？ 危険予測トレーニングをやってみよう。					
5 危険予測トレーニングをグループで実施する。 ・ 映像を見ながら、ストップモーション後に待ち受けている危険と回避方法について考える。			○ 通学路での同じような場面を想起するように助言する。 ○ 他にも「グラウンド横の道路を通行中、突然、ボールが飛んできた」など、想定外の状況にも触れる。		

学習内容・活動	指導上の留意点		
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 >チャプター「危険を予測する力をつける」 >チャプター「トレーニング」(55秒間)、「場面1」～「場面18」(1場面あたり約30秒間) ○ DVDから「トレーニング」を視聴させ、「場面1」～「場面18」から自校の通学路状況に似たような場面を選択して、各場面で映像を停止させながら、その後の自分の交通行動を考え、どのような危険が待っているのか、どのような行動をとるべきだったのかを考えさせる。 ○ DVD付属のワークシート(p8～12)を活用する。 <場面17：歩道を走行中、親子を避けて車道に>  ➡ 			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">まとめ</td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>	まとめ		
まとめ			
〇〇学校通学路版「危険予測トレーニング」を作ろう！			
6 自校版「通学路危険予測トレーニング」をグループで作成する。 - 通学路で見かける身近な場面を想定し、「予想される危険な状況：〇〇かも」と「安全な通行方法：〇〇すれば回避できる」を考える。 - 資料に掲載されている事例を作成例として活用し「場面」「危険予測」「危険回避」でまとめる。 - 危険を予測し回避する力を高めることを理解し、安全な通行が事故につながらないことを知る。	- 時間帯や天候など様々なケースを想定するよう助言する。 - 実際の通学路に出向いて、映像や画像を編集するなど、イメージしやすい工夫をする。 - 自分たち一人ひとりの安全な行動が、安心・安全な社会につながっていくことに気付かせる。		
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」 > 2 危険予測と回避①「通学路に潜む危険予測と回避[①駐車車両追い越し事例][②信号機のない交差点事例][③信号機のある交差点事例][④並進事例]」 > 2 危険予測と回避②「道路状況(通行方法)に応じた危険予測と回避[①傘差し運転と一時時停止事例][②ハンドルに荷物をかけながら歩道通行した事例][③携帯電話を使用しながらの無灯火運転の事例]」 <ハンドルに荷物をかけながら歩道通行した事例> 【場面】 寝坊したので自転車に乗って急いで家を出た。自転車のハンドルにクラブ活動の道具を掛け、カゴにも目一杯荷物を積んだ。歩道には歩行者がたくさんいたが、歩行者の合間を縫うように自転車であつた。 【危険予測】 ハンドルが操作が不安定で歩行者と接触したり、カバンの肩紐が引っかかり転倒。焦りから注意散漫で安全確認が疎かに。猛スピードで疾走すると、すぐに止まれず歩行者と衝突。 【危険回避】 ハンドルに荷物を掛けたり、前カゴに重い荷物を積まない。時間に余裕を持って行動する。歩道通行可の歩道であっても歩行者優先。歩道を通行する時は安全に止まれるスピードで車道寄りを通る。 【〇〇学校版「通学路危険予測トレーニング」作成例】 【場面】 ここは、学校前の坂道を下った信号のない〇〇交差点の手前です。天候は晴。15時30分、自転車に乗って下校しています。塾に間に合うか心配です。この後の危険を予測してみましょう。 【危険予測】 〇〇交差点で、子どもが飛び出してきて、<u>衝突するかも。</u> 【危険回避】 焦っていても、坂道を下る時は、スピードを落とし、交差点の手前で必ず止まって、左右や後ろを確認すれば衝突は回避できる。			

校 種	高等学校	学 習 区 分	ルールやマナーに関すること		
タ イ ト ル	私の運転、大丈夫？ ～身近に潜む事故～				
指導する学年	第2～3学年	指 導 場 面	特別活動 (ホームルーム活動)	指 導 時 間	50分
本時のねらい	自転車事故で被害者にも加害者にもならないための交通行動を考えるとともに、事故防止に向けたアドバイスを考えることで地域社会の交通安全活動への参画について理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成24年3月)				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」(平成25年4月) ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」(毎年3月)				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入 1 京都府における高校生の自転車交通事故の発生状況を知る。 ◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 ＞Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 ＞資料編 「高等学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。			○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。		
展 開 私の運転、大丈夫？ 身近に潜む事故。 3 映像の中に、自転車が原因となる事故の発生が映ったとしたら、どのような事故になるのかについてグループで話し合い、発表する。 ・「事故の原因となっている自転車運転者の行動」と「事故の状況」について考える。 ●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 ＞チャプター「自分の乗り方は安全か？」 ＞チャプター「見通しの悪い交差点」(1分28秒間)、「信号のある交差点の横断」(1分37秒間)、「一時停止の標識のある交差点」(1分39秒間)、「朝の校門付近」(2分27秒間)、「歩道での走行」(1分39秒間)、「夕暮れの帰り道」(1分33秒間) ○ DVDから「自分の乗り方は安全か？」を視聴させながら、自分の交通行動を振り返らせる。 ○ DVD付属のワークシート(p2～7)を活用する。			○ 危険な行動が「道路交通法」「京都府道路交通規則」に抵触することを説明する。		
<見通しの悪い交差点>  <歩道での走行>  【原因】・歩行者がいるにも関わらずスピードを落とさない。 ・歩行者との距離が近い。 など					

学習内容・活動	指導上の留意点
【事故】・歩行者を避けきれずに衝突し、歩行者が転倒する。 ・歩行者のかばんがサドルに引っかかり、歩行者が転倒する。 など	
私の運転、大丈夫？ 地域社会の手本になっているのかな。	
4 自転車を駐輪する所(駐輪場)が決められている理由を考え、違反行為の迷惑性について理解する。 ・「歩道上の駐輪」「道路上の駐輪」が、どのような迷惑につながっているのかを考える。	○ 自分勝手な行動が、他人に迷惑をかけることを認識させ、ルールを守ることの大切さに気付かせる。 ○ このような行動を、小さい子どもがまねをしたらどうなるのかにつなげる。
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」 >3 自転車の安全利用⑦「違反行為の迷惑性」 ○ 資料を活用して、「自分勝手な駐輪」を紹介し、「歩道上の駐輪は歩行者の通行を妨げ、点字ブロック上の駐輪は視覚障害者が接触し転倒する可能性がある」「道路上の駐輪は路線バス等の通行を妨げる」「災害時の避難の妨げや緊急車両の通行の妨害」になる等、ルールを守らなければ、他の交通機関や人に、大きな迷惑がかかることを理解させる。	
5 映像を見ながら、自分たちの行動が小さい子どもたちの見本となっていること、地域社会の安心・安全を守る支えになれることを理解する。	○ 登下校時に会える幼児や小学生、見守り活動をされているボランティアや警察官のことを想起するよう助言する。
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 >チャプター「地域の安全を守る役」 >チャプター「子どもは見ている」(2分7秒間) >チャプター「見えているもの、見えている世界が違う」〔視聴開始時間：5分34秒～〕「小学生に声かけの場面」(19秒間) ○ DVDから「子どもは見ている」を視聴させながら、小さな子どもたちは大人の行動をまねて学んでいくため、意識していなくても、自分たちは生徒であると同時に子どもにとっての先生であることを理解させる。 ○ DVDから「小学生に声かけ」の場面を視聴させながら、地域の安全を守る役割について理解させる。 ○ DVD付属のワークシート(p16、18)を活用する。	
<子どもは見ている> 	<「小学生に声かけ」の場面> 
まとめ	
事故を起こさないためのアドバイスを、みんなにも、私にも伝えよう！	
6 本時に見てきた映像に登場していた自転車の運転者たちに「事故を起こさないためのアドバイス」を伝える人物を登場させたと仮定し、そのアドバイスの内容についてグループで話し合い、発表する。 ・ 事故は、自分の行動次第で防ぐことができることを理解する。 ・ アドバイスは、映像に登場してもおかしくない自分への指摘でもあることを知る。 ・ 実際にアドバイスをしていくことは、安全な交通社会づくりのための交通安全活動への参画につながっていることを知る。	○ 交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することを押さえる。 ○ 実社会でアドバイスをしていくことは、地域社会の交通安全活動への参画につながることに気付かせる。 ○ 交通事故の発生には、交通安全に対する理解や態度が大きく関わっていることを説明する。

校 種	高等学校	学 習 区 分	加害に関すること		
タ イ ト ル	交通事故を私が起こすとどうなるの？ ～民事・刑事責任、道義的責任～				
指導する学年	全学年	指 導 場 面	特別活動 (ホームルーム活動)	指 導 時 間	50分
本時のねらい	加害事故を起こすと、社会的責任等が問われ、事故に関わる全ての人々の生涯につながる悲しみや責任になることについて理解する。				
使用する教材	●文部科学省 DVD「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成24年3月)				
使用する資料	◆京都府教育委員会・京都府警察本部 「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」(平成25年4月) ◆京都府教育委員会 「京都府児童生徒の健康と体力の現状」(毎年3月)				
学習内容・活動			指導上の留意点		
導 入					
1 京都府における高校生の自転車交通事故の発生状況を知る。			○ 自校の様子についても触れ、自分たちの問題として考える内容であることを伝える。		
◆資料◆「京都府児童生徒の健康と体力の現状」 >Ⅲ 学校安全「交通事故災害」 >資料編「高等学校の交通事故災害」「重災害事故における交通事故の実態」 ○ 資料を活用して、京都府の状況を紹介するとともに、自校の様子について説明する。					
2 道路交通法の改正点、自転車安全利用五則について、理解する。			○ 危険な行動が「道路交通法」「京都府道路交通規則」に抵触することを説明する。		
展 開					
交通事故を私が起こすとどうなるの？ 私が問われる責任について考えてみよう。					
3 自分が加害者になる事故を起こした時の責任について理解する。			○ 自分にも思い当たる行動がなかったか、映像と自分を重ねながら視聴するよう助言する。 ○ 自転車は車と同じ「車両」であり、事故を起こすと自転車にも責任が伴うことを説明する。		
・ 加害事故を起こした時の「刑事上」「民事上」の責任について理解する。 ・ 映像を見ながら、自分の交通行動を振り返る。 ◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」 >1 交通ルール遵守の重要性③「交通事故の責任①」 >1 交通ルール遵守の重要性④「交通事故の責任②」[民事、刑事判例] ○ 資料を活用して、「民事責任判例」と「刑事責任判例」を紹介し、自転車の交通事故でも、民事責任や刑事責任を問われ、社会的責任を負うことの重大さを理解させる。					
●DVD●「安全な通学を考える～加害者にもならない～」 >チャプター「自転車の賠償責任、点検・整備等について」(2分間) ○ DVDから「自転車の賠償責任、点検・整備等について」を視聴させながら、社会的な責任を負うことや自転車の点検・整備の重要性について理解させる。					
<自転車の賠償責任、点検・整備等について>  無灯火で携帯電話を操作しながら走行し ➡ 					

学習内容・活動		指導上の留意点																			
																					
4 損害賠償責任等に対応する保険の必要性を理解する。 - 各種保険会社には自分がけがをした際の「傷害保険」と、相手に対する賠償を補償する「賠償責任保険」があることを知る。 - 事故には運転者としての義務と責任が伴い、自転車でも損害賠償請求がなされることを理解する。 「TSマーク」について知る。 5 道義的責任について理解する。 - 被害者の家族(遺族)や加害者の家族の手記等から道義的な責任の理解を深める。 6 交通事故発生時の対処方法について知る。 - 救急車(119番)の呼び方 - 警察(110番)への連絡		- 万全に注意しても、いつ起こるか分からないのが交通事故であり、万が一の事故に備える保険の必要性を説明する。 - 保険には強制保険と任意保険があり、自転車には強制保険がないことから、任意で加入しておくことが大切であることを説明する。 - TSマーク(自転車安全整備士の点検・整備を受けた自転車に添付。傷害保険と賠償責任補償が付帯)の有効期限は1年間のため、毎年、改める必要があることにも触れる。 - 被害者でも加害者でも、家族や周囲の人に大きな悲しみと迷惑をかけることを説明する。 - 被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任があることを押さえる。 - 万が一、事故を起こした時には、逃げずに適切な行動を取るよう説明する。 - 救護措置や報告の義務を果たさず、現場から立ち去る(逃げる)ことは法律に抵触することを説明する。																			
◆資料◆「自転車交通安全教育指導資料～高等学校用～」 > 1 交通ルール遵守の重要性②「交通事故発生時の対応方法」 ○ 資料を活用して、「交通事故にあった時の措置要領」「110番、119番の際に伝えること」を示し、交通事故発生時の対応について理解させる。																					
まとめ																					
〇〇学校版「自転車交通安全教育DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』を作ろう！																					
7 自校オリジナルの安全な自転車の乗り方をテーマにした動画を作成するためのシナリオを、各グループで作成する。 「加害者にもならない」をサブテーマにする。 - 様々な立場(幼児、高齢者、視覚・聴覚障害者、小・中学生等)の視点に立ったテーマを選択する。 - 様々な状況(信号のない交差点、朝の校門付近等)を想定する。		- 学校周辺で注意を要する場所(幼稚園、小学校、病院、高齢者施設、国道等)にも触れ、シナリオに反映させるよう助言する。 - 動画ではなく、写真を利用するなど工夫する。 - 期間を設けて、同じ場所での自転車通行の様子を収めた映像や写真を用意するなど、指導の効果が検証できるように工夫する。																			
〔動画シナリオ作成例〕 <table><tr><th>場面</th><th>内容</th><th>天候</th><th>時間帯</th><th>場所</th><th>動画イメージ</th></tr><tr><td>①</td><td>小雨の中での傘差し運転。前カゴに大きな荷物。</td><td>雨</td><td>登校時</td><td>〇〇通りの 〇〇公園付近</td><td></td></tr><tr><td>②</td><td>横断歩道を歩行中の生徒に衝突する事故が発生。</td><td></td><td></td><td>〇〇交差点</td><td></td></tr></table>				場面	内容	天候	時間帯	場所	動画イメージ	①	小雨の中での傘差し運転。前カゴに大きな荷物。	雨	登校時	〇〇通りの 〇〇公園付近		②	横断歩道を歩行中の生徒に衝突する事故が発生。			〇〇交差点	
場面	内容	天候	時間帯	場所	動画イメージ																
①	小雨の中での傘差し運転。前カゴに大きな荷物。	雨	登校時	〇〇通りの 〇〇公園付近																	
②	横断歩道を歩行中の生徒に衝突する事故が発生。			〇〇交差点																	

ワークシート

【文部科学省DVD】

「安全な通学を考える～加害者にもならない～」(平成24年3月)収録

【警察庁】

「自転車安全教育用図説パンフレット&パソコンソフト」収録

<http://www.jatras.or.jp/jitensya/jitensya.html>

『自転車に乗る前の点検の仕方』

『自転車を通れる歩道を通行』(危険予測)

『見通しの悪い交差点を右折』(危険予測)



生徒の安全な通学のための教育教材DVD

安全な通学を考える

～加害者にもならない～

〔ワークシート〕

はじめに

自転車による事故が多発している。

通学時に、事故の危険を感じたことはないだろうか。

「安全な通学」は、決して両親や先生たちから与えられるものでも、

国や町が用意してくれるものでもない。

子どもも大人もお年寄りも、自動車のドライバーも自転車乗用者も歩行者も、

一人ひとりそれぞれ気をつけ合い努力して初めて実現するものなのだ。

誰かが注意を怠ると、すぐに危険は迫ってくる。

自分の身を守ると同時に、地域の「安全をつくる」一人として、

もう一度、交通安全について学ぼう。

安全な通学を考える ～加害者にもならない～

◎目次

まずは、自分のこと、地域のことを考えてみよう	1
自分の乗り方は安全か？	2
危険を予測する力をつける！	8
気持ちを意識してみよう！	13
地域の安全を守る役	16
事件に巻き込まれないために	19
事故を防ぐにはメンテナンスも必要	21
道路標識と法律	23
〈付録〉交通安全ひとこと日記	25

まずは、自分のこと、地域のことを考えてみよう

■そう言えばある!「ヒヤリ」「ハッ」とした経験

自転車に乗っていて交通事故にあい、死傷した人は年間約15万人(2010年、警察庁データより)。

そのうち約40%が24歳以下だ。いつ自分や友達が被害にあってもおかしくない。

まずは日頃、感じたり経験したりしていることを振り返ってみよう。



1. 自転車で走行中、自動車や歩行者と事故になりかけて、「危なかった!」と思ったことはあるだろうか?

1) はい → 2.3.へ 2) いいえ → 4.へ

2. 場所、自分と相手の動きなど、状況を思い出して書いてみよう。

3. その原因は何だっただろう? あてはまるものの全部をチェックしてみよう。

- ☐ 交差点で安全確認を行わなかった
- ☐ 信号無視をした
- ☐ 無理な横断や斜め横断をした
- ☐ スピードを出し過ぎた
- ☐ 傘をさして走行した
- ☐ 歩行者の間をすり抜けた
- ☐ 二人乗りをした
- ☐ 友達と2列以上で走行した
- ☐ 走行中に携帯電話・メール・ヘッドフォンを使用した
- ☐ 夜間、無灯火で走行した
- ☐ 友達と一緒にいて安全確認を忘れた
- ☐ いつも車が来ない道なので油断した
- ☐ 急いでいて焦った
- ☐ 怒っていた、ショックなことがあったなど
- ☐ その他 (

4. 家の近所や通学路で「ここは危ないな」と思う場所をあげてみよう。

みんなで意見を出し合って、クラスで「学校周辺の危険ポイント ワースト3」を作ってみよう。

ワースト1 ()

ワースト2 ()

ワースト3 ()

自分の乗り方は安全か？ ①



■見通しの悪い交差点

自動車でもそうだが、自転車に乗る時も、「安全確認」は基本中の基本だ。

「安全運転義務違反」は道路交通法で罰則の対象にもなっている。

「まあ、いいや」「たぶん大丈夫」が、ある日大きな事故につながるかもしれない。



1. 写真のような見通しの悪い交差点ではどのような危険があるだろうか？ 危険な状況は自分がつくる場合もあるし、相手がつくる場合もある。速度・安全確認・相手の動き・自分の動きなどの条件をいろいろ考えてみよう。

- 1) _____
2) _____
3) _____

2. 自分の通学中の安全確認の仕方は100点満点で何点くらいだろう？

_____ 点

100点：完璧にできている！ 80点：わりとできている 60点：まあまあできている
40点：あまりできていない 20点：できないことが多い 0点：全くできていない



映像を見る

3. 映像を見て感じたことを書いてみよう。

4. なぜ安全確認をしない人が多いのだろうか？

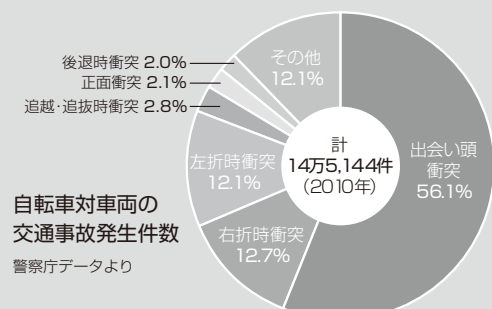
5. もう一度、自分の乗り方に100点満点で点数をつけてみよう。

_____ 点

知って納得 豆知識 ①

出会い頭の衝突がダントツ！

2010年（平成22年）の自転車関連の交通事故発生件数は15万件余り。件数的には10年前の0.87倍で減っているが、交通事故全体に占める割合は10年前の1.12倍に増えている。その中で圧倒的に多いのは自動車やバイク・自転車との「車両相互事故」（約14万5000件）で、そのうち半数以上が出会い頭に衝突するケース。交差点などで安全確認をしない人がいかに多いかわかるだろう。ひと足お先に、その仲間から抜け出そう！



自分の乗り方は安全か？ ②



■一時停止の標識のある交差点

一時停止を表す「止まれ」の標識は、とてもいろいろな所にある。

けれども毎日通い慣れた道では、標識に従わず自己判断をしてしまっていることが意外と多いのだ。

あらためて、通学路にある一時停止の標識を思い出してみよう。



1. 自宅から学校まで、いくつ一時停止の標識があるだろう？

_____ か所

2. そのうち、いくつの場所で、実際に一時停止しているだろう？

_____ か所

3. 一時停止している場所としていない場所では、自分の心理にどのような違いがあるのだろう？



映像を見る

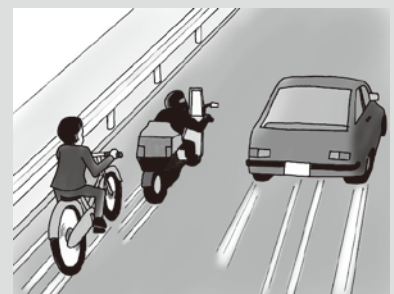
4. 映像を見て、どんなことを感じただろう？ 感じたこと、気づいたことを書いてみよう。

5. 自分の乗り方を100点にするには、どうすればよいのだろう。

知って納得 豆知識 ②

自転車は自動車・バイクの仲間

自転車は免許もいらず手軽に利用できるのですが、つい歩行者の気分で運転してしまうが、実は「車両」。自動車やバイクの仲間だ。歩道を走行する人が圧倒的に多いが、車道の左端を走行するのが原則で、限られた条件のもとでのみ歩道を「走ってもよい」。要するに自転車が歩道を走るのは例外でしかない。その場合も、歩行者を優先し、「車道寄りを徐行」する。歩行者がじゃまだからと言ってベルを鳴らすなど、もってのほかなのだ。



自分の乗り方は安全か？ ③



■歩道での走行

自転車は、「誰でも乗れる手軽で便利な乗り物」というイメージがあるが、実は「車両」。

つまり、車道を走るのが原則で、「運転するのが13歳未満の子どもか高齢者」とか、「交通の状況によりやむを得ない場合」などに限って歩道を通行できる。歩道での走行や、歩行者に対する配慮について考えてみよう。



1. 通学途中、どれくらいの割合で歩道と車道を走行しているだろう？

歩道 _____ % 車道 _____ %

2. 自転車が歩道を走行する場合、気をつけなければいけないルールを三つあげてみよう。

1) _____

2) _____

3) _____

3. 歩行者の多い歩道を走行する時、どんな気持ちになっているだろう？

 映像を見る

4. 映像を見て、どんなことを感ただろう？ 感じたこと、気づいたことを書いてみよう。

5. 自分の乗り方を100点にするには、どうすればよいのだろう。

知って納得 豆知識 ③

「やむを得ない場合」ってどんな時？

「自転車が歩道を走ることができる、やむを得ない場合」ってどんな時なのだろう。国家公安委員会の告示「交通の方法に関する教則」によれば、道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側を通れない場合、かつ、自動車などの交通量が極端に多い上、車道の幅が狭くて追い越していく車などと接触の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められる時。「やむを得ない」とは、客観的に見て、仕方ない、ほかに方法がないなどのことを言う。



自分の乗り方は安全か？ ④



■信号のある交差点の横断

信号のある交差点では、自動車やバイク、歩行者や他の自転車など、周囲のいろいろなことに気をつけなければならない。また自転車は、乗っているか降りているかでルールが変わる。

走行中は車両、降りて自転車を押すなら歩行者としての扱いだ。あらためて交差点での横断の仕方を整理してみよう。



1. 自宅から学校まで、いくつかの場所で、信号のある交差点を右折／左折／直進するだろう？

1) 右折 _____ 2) 左折 _____ 3) 直進 _____

2. 横断歩道を使って横断する場合は、自転車を降りているだろうか？

1) 降りて押している 2) 乗ったまま横断

3. 写真のような信号のある交差点ではどのような危険があるだろうか？

 映像を見る

4. 映像を見て、どんなことを感じただろう？ 感じたこと、気づいたことを書いてみよう。

5. 自分の乗り方を100点にするには、どうすればよいのだろう。

知って納得 豆知識 ④

自転車に重過失致死罪？

2011年（平成23年）5月、大阪でタンクローリーが歩道に乗り上げ、2人が死亡した。同年11月、裁判で禁錮2年を申し渡されたのは自転車に乗っていた60代の男性。タンクローリーは急な車線変更をした乗用車を避けようとしたのであり、その乗用車は、安全確認をしないまま国道を横断した自転車を避けようとして発生した事故だった。ルール違反の自転車に対する取り締まりは厳格に行われるようになり、積極的に検挙されている。



自分の乗り方は安全か？ ⑤



■朝の校門付近

誰だって、できることなら遅刻はしたくない。朝、特に登校時刻直前の校門付近は混雑する。

「毎朝、ぎりぎりセーフ」という人も少なくない。しかし、みんなが焦っているこういう時こそ、安全が二の次になって事故が起こりやすいのだ。いつもの朝の風景を思い浮かべながら、できることは何かを考えてみよう。



●映像を見る

1. 朝、急いで登校する日は、1週間（5日）のうち何日あるだろう？

_____ 日

2. みんなが登校時刻に間に合わせるために急いでいて、「危ない！」と思ったことはあるだろうか？

1) はい 2) いいえ

3. 映像を見て、どんなことを感じただろう？ 自分の行動は安全か、焦った気持ちはないか、朝の校門付近の自分の姿をいろいろと振り返ってみよう。

4. 焦った気持ちを落ち着かせるために、自分に言い聞かせる言葉はないだろうか？ 友達とも話し合ってみよう。

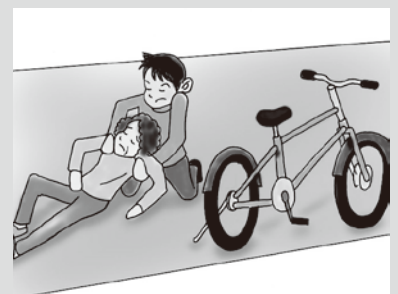
例) けがでもしたら、遅刻より面倒だ

5. 自分の乗り方を100点にするには、どうすればよいのだろう。

知って納得 豆知識 ⑤

もしけがをさせてしまったら？

もし事故を起こして相手にけがをさせてしまったら……考えたくないが、動揺して必要な措置をとれなかったら、被害はさらに大きくなるから確認しておこう。まず、当然のことながら自転車をすぐに止め、相手のけがの程度を確認し、安全な場所に移せるのであれば移動して、警察と救急への通報を行う。軽傷に見えても、事後、急変する可能性があるため、相手がかたくなに拒まない限りは救急車を要請して医療機関で受診してもらうべきだ。



自分の乗り方は安全か？ ⑥



■夕暮れの帰り道

帰り道、夕闇が迫る頃になると、急に視界が悪くなる。

冬、部活が終わって帰る頃など、もう真っ暗だ。こういう時に気をつけなければならないことは何だろう。



映像を見る

1. 映像を見て感じたことを一つ書いてみよう。

2. 夕方、暗くなった時のために、日頃、準備していることはあるだろうか？

3. そのほかに、周囲の安全を確認するために、自転車の乗り方を工夫していることはあるだろうか？

4. 暗闇の中で自分を目立たせるためにできることは何だろう？

知って納得 豆知識 ⑥

自転車の安全利用五則

いろいろな自転車のルールを覚えやすくまとめているのが、交通対策本部が決めた「自転車の安全利用五則」。「自転車（の通行）」は、車道が原則、歩道は例外「車道は左側を通行（車道の真ん中を走ったり右側を逆走してはいけない）」など、基本的なことばかりだが、現状ではこの五つ全部できている人はかなり少ない。「忘れてはいけないルール」としてみんなで実践できれば、自転車の交通安全はかなり向上するはずだ。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

危険を予測する力をつける！ ①



事故を起こした人に話を聞くと、「そう言えば、〇〇が目に入っていた」と言うことがある。「危険信号」は事前に見えていることもあるのだ。問題は、それを「危険」としてキャッチできるかどうか。映像にあった場面で、何が危ないか、どこにどんな危険が潜んでいるかを探し、○をつけよう(複数の場合もあり)。またどうしたら危険が回避できるか考えてみよう。

危険を回避するには？

例) 子どもが出てきそうなので、家の前を通る際には徐行し、目を離さず、いつでも止まれるようにする。



場面1 歩道を走行中、前方の路地に……

難易度★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？



場面2 坂道を降りていくと、前方にゴミ集積所が……

難易度★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？



場面3 交差点では小学生が横断していて……

難易度★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？

危険を予測する力をつける！ ②



場面4 交差点を直進するが……

難易度★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？



場面5 交差点を右折しようとして……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？



場面6 歩道を走行中、前方には小さな子と母親が……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？



場面7 前方の停車車両の横を通過しようとして……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？

危険を予測する力をつける！ ③



場面8 歩道を走行中、駐車場に入る車が……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？



場面9 タクシーの横を通る時……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？



場面10 交差点を直進するが……その2

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？



場面11 直進中、前方にハザードランプをつけた車が……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。
危険を回避するには？

危険を予測する力をつける！ ④



場面12 前方の停車車両の横を通過しようとして……その2

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？



場面13 前方の停車車両のブレーキランプが消えた……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？



場面14 交差点を直進中、前方のトラックが……

難易度★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？



場面15 交差点を直進中、前方に数台の自転車が……

難易度★★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？

危険を予測する力をつける！ ⑤



場面16 交差点を直進中、すぐ隣にはワゴン車が……

難易度★★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？



場面17 歩道を走行中、親子を避けて車道に……

難易度★★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？



場面18 交差点を直進中、対向車が止まってくれたので……

難易度★★★

危険が潜んでいそうな場所に○をつけてみよう。

危険を回避するには？

気持ちを意識してみよう！ ①

■ストレス診断テスト

人は焦ったり怒ったりショックなことがあったりすると、不注意になったり、いつもならしないはずの失敗をしたりする。気持ちの上がり下がりが行動の安定性や安全に影響しているということだ。自分がどんなことにストレスを感じるか、そのストレスにどう対処しているか、「ストレス診断テスト」をしてみよう。友達とも結果を比べてみよう。

問に対して、あてはまると思う数字に○をつけてみよう。「気持ちを切り替えられるか」について、「3 切り替えるのは少し難しい」または「4 気持ちの切り替えは無理」とした項目があれば、その項目を○で囲んでみよう。ちなみに、このテストは成績とは関係がない。安心して、素直に回答しよう。

	どのくらいストレスになるか					気持ちを切り替えられるか			
	1 全く 気にしない	2 あまりストレスに ならない	3 それなりに ストレスになる	4 とても ストレスになる		1 それほど 難しくない	2 なんとか 切り替えられる	3 切り替えるのは 少し難しい	4 気持ちの 切り替えは無理
わ！ 寝坊した！ 授業に間に合うか？	1	2	3	4	→	1	2	3	4
家を出る前にまた親とケンカ。 まったく頭にくる！	1	2	3	4	→	1	2	3	4
部活に遅刻しそう！ みんなに迷惑かけてしまう！	1	2	3	4	→	1	2	3	4
なんか体調悪い……やること たくさんあるのにどうしよう	1	2	3	4	→	1	2	3	4
仲のいい友達と気まずい 関係に。困ったなあ……	1	2	3	4	→	1	2	3	4
テスト期間なのに寝過ごした。 テストを受けられないかも！	1	2	3	4	→	1	2	3	4
先生に呼び出されて注意 された。なんで私が!?	1	2	3	4	→	1	2	3	4
大事な友達との約束時間に 間に合わないかも！ 絶対絶命！	1	2	3	4	→	1	2	3	4
試験がうまくいかなかった。 将来のこと考えるとへこむ……	1	2	3	4	→	1	2	3	4

知って納得 豆知識 ⑦

ストレスって何だろう？

ストレスとは、何かの刺激によって心身が受ける「ひずみ」と言える。心も身体も、ひずむと、元に戻そうとする。暑ければ汗を出して上がった体温を下げる。だけどさらに気温が上がると、対応しきれなくなって熱中症になることもある。心の場合も同じで、怒りや悲しさやプレッシャーを感じると、最初是对応しようとするが、間に合わなくなるとストレス症状として現れてくる。逆に言えば、ひずみを回復する力をつけたり衝撃の力を逃がす方法を知っていたりすれば、ストレスも怖くないのだ。



気持ちを意識してみよう！ ②

■「ふだんの自分」の心理テスト

人が行動する時、そこには必ず理由がある。安全確認をしないのにも、自転車走行中に携帯電話を使うのにも、そうさせる「何か」が自分の中にあるのだ。自分の行動のもとになるその「何か」に注目し、うまく向き合うことができれば、安全に自転車を使うこともできるはず。「ふだんの自分」に注目してみよう。

問に対して、あてはまると思う数字に○をつけてみよう。「4 だいたいあてはまる」または「5 よくあてはまる」とした項目があれば、その項目を●で囲んでみよう。ちなみに、このテストは成績とは関係がない。安心して、素直に回答しよう。

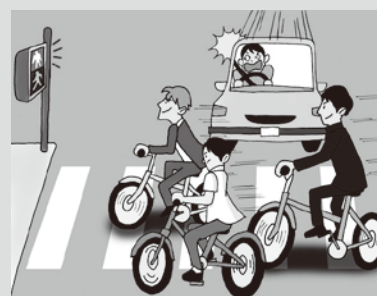
「ふだんの自分」はどんな人？

	1 全くあてはまらない	2 あまりあてはまらない	3 どちらとも言えない	4 だいたいあてはまる	5 よくあてはまる
危ない場面でも、うまくかわすことができる	1	2	3	4	5
ルールはきちんと守りたい	1	2	3	4	5
仲間から離れたら追いつこうとする	1	2	3	4	5
ムシャクシャした時、何かを蹴飛ばしたくなる	1	2	3	4	5
自分のペースで歩けないとイライラする	1	2	3	4	5
友達の前で恥をかきたくない	1	2	3	4	5
友達というより一人である方が好き	1	2	3	4	5
多少つらくてもがんばることができる	1	2	3	4	5
いつものやり方を変えるのは面倒くさい	1	2	3	4	5
けがや病気が心配	1	2	3	4	5
少しぐらい無理をしても、うまくやりとげたい	1	2	3	4	5
ワクワクするような冒険をしてみたい	1	2	3	4	5

知って納得 豆知識 ⑧

「みんなのあたりまえ」に注意！

ストレスにどう対応するか、自分が日頃どんなことを感じているかなど以外に、もう一つ自転車の安全な利用に大きく影響しているものがある。それは「みんながやっている」という意識だ。人は、まわりの人があたりまえのようにしていることに対しては、自分の判断以前に「大丈夫」と思う傾向が強い。道路を逆走している自転車が多ければ、なんとなくやってもよいことのように感じてしまう。みんながしていることでも危険なことはある。自分の頭で考えた冷静な判断を大切にしよう。





■「焦り」をコントロールする

焦って事故を起こしたりけがをしたりしてはつまらない。けれども、焦ることは誰にでもある。

自分の焦りを抑えることができれば、落ち着いて安全な運転ができるはずだ。

もちろん、遅刻しないように、朝、余裕をもって登校できればそれがいちばんの安全対策になる。



映像を見る

1. 映像のようなことが起きた時、どんなことを思い浮かべるだろう？

2. 焦って急いだ時、自分の自転車の乗り方はふだんとどう変わるだろう？

3. 落ち着くために自分に言い聞かせる言葉には、どんなものがあるだろうか？

例1) けがをしたら、遅刻より面倒だ

例2) 自分はともかく、他人にけがをさせるのはいやだ

例を参考にしながら自分なりの答えを考えてみよう。

4. 友達と出した答えを比べてみよう。

知って納得 豆知識 ⑨

ストレスに負けないための原動力

ストレス研究の第一人者であるリチャード・S・ラザルスは、ストレスに負けないための原動力として、①健康でエネルギーある身体、②希望を持つこと、③問題解決の力を持つこと、④コミュニケーションがうまくなること、⑤支えてくれる人がいること、をあげている（『ストレスの心理学』）。どれも明日からすぐにできることではないが、参考になる。ストレスに負けない力は、交通安全だけでなく、勉強でも、友人関係や部活でも、いろいろなところで助けてくれるはずだ。



地域の安全を守る役 ①



■子どもは見ている

小さな子どもたちは大人の行動をまねて学んでいく。よい手本も悪い手本もまねしてしまう。
つまり、意識していてもいなくても、みんな生徒であると同時に子どもにとっての先生なのだ。
自分の自転車の乗り方や安全確認の仕方一つ一つが、子どもの目にどう映っているかを考えてみよう。



映像を見る

1. 小さな子どもに見られていると思うと、人は「いつもより正しく行動しなくて」と思う。もし近所の子どもと一緒に通学するとしたら、自分の行動を変えなくてはいけないと思う場所とその行動をあげてみよう

場所) _____

行動) _____

場所) _____

行動) _____

2. 小学生に道路での自転車の乗り方を教える時、自分なら何を教えるだろう？
三つあげてみよう。

1) _____

2) _____

3) _____

知って納得 豆知識 ⑩

教えることは学ぶこと

「教える」というのはなかなか難しい。わかりやすく伝えて、相手に正確に理解してもらわなければならない。となると、何が大事で、そのためには何をしたらよいか、まず教える側が整理する必要がある。「理解した気になっていただけ、ほんとうにはわかっていなかったこと」や「頭の中でうまく整理できていなかったこと」は、納得してもらえない。特に小さな子どもはそう。教えることは、自分が何をどう理解したかを発見することでもあるのだ。



地域の安全を守る役 ②



■見えているもの、見えている世界が違う

私たちが道路を利用する時、小さな子ども、高齢者、障害のある人、自動車のドライバーなどとともに、互いに相手のことを配慮しながら安全をつくっている。他の人々のことをもっと理解できれば、どうすれば安全のレベルを上げることができるかも、見えてくるのではないだろうか。ここでは他者の視点で交通安全を考えてみよう。



映像を見る

1. 映像で見た「子どもの視点」から、どんなことを感じただろう？



2. 映像で見た「高齢者の視点」から、どんなことを感じただろう？



3. 映像で見た「障害者の視点」から、どんなことを感じただろう？



4. 映像で見た「自動車ドライバーの視点」から、どんなことを感じただろう？

知って納得 豆知識 ①

子どもの動きは予測できない

12歳以下の子どもの交通事故の原因は圧倒的に「飛び出し」が多く、6歳以下で61.8%、7～12歳で58.5%だ（「交通統計 平成22年版」）。これが13～19歳になると20.4%とぐんと減る。子どもがボールやペットを追いかけて道路に飛び出す、左右を見ずに母親や友達のいる道路の向かい側へ走る、道路を先に横断した母親を追いかけるという光景を、目にしたことがあるのではないだろうか。子どもの動きは予測できない。自転車に乗っている時もこのことを忘れないようにしよう。





■他人の安全を守る

人は、人々の間で、様々に助け合い、支え合って生きている。生まれてからこれまで、両親や先生をはじめ、多くの大人たちに守られてきたはずだ。成長につれて、生活する上で必要な助けはだんだん減っていく。それとともに、今度は、他人を助け支える責任が増していく。「地域の安全を守る役割」について考え始めよう。



●映像を見る

1. 今朝の通学途中、小学生以下の子どもを何人くらい見かけただろう（あいさつを交わした子どもを含む）？

_____ 人

2. 今朝の通学途中、70歳以上と思われる高齢者を何人くらい見かけただろう（あいさつを交わした人を含む）？

_____ 人

3. 通学路で、小さい子どもや高齢者、障害のある人などにとって危険な場所をあげてみよう。

4. 他人を気遣うためには、こちらにどんなことが必要だろう？

知って納得 豆知識 ⑫

中高生が地域を元気にする！

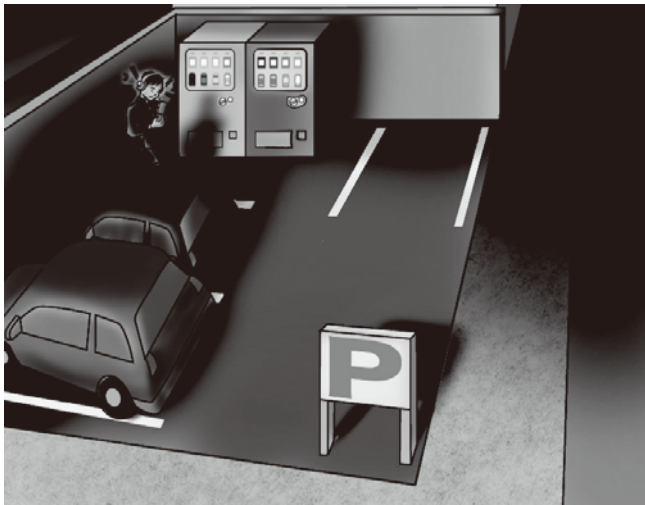
全国には、中高生が交通安全活動や防犯活動で活躍している地域がある。防犯啓発の紙芝居を自分たちで作って保育所や小学校で防犯教室を開く、朝、小学生の登校を見守る、放課後の地域防災パトロールをする、地域の団体などが主催するイベントに参加するなど、なかなか幅広い活動が展開されているのだ。地域社会に貢献できたことが実感できれば達成感があるだろうし、地元の人も中高生ががんばっていると思えば、きっと元気が出るはずだ。



事件に巻き込まれないために ①

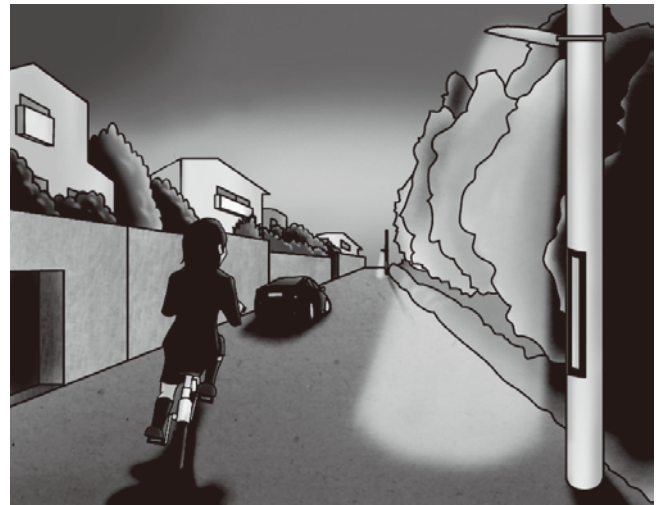
■通学時の安全について考える

これまで自転車の乗り方、危険予測、心理状態などを考え、事故にあわないために、事故を起こさないために、必要なことを学んできた。しかし、通学中の安全は交通安全だけではない。ここでは、「交通安全以外の安全」について考えてみよう。



1. ある日の夕方。大通りから路地に入ると人通りは少ない。ビルの隣にある駐車場で、男子高校生が友達を待っている。ヘッドホンで音楽を聞きながら、携帯電話でメールをチェックしているようだ。

上のイラストを見て、防犯の観点から危険を予測しよう。どのようなことが考えられるだろうか？



2. 日が暮れて夕闇の濃くなる中、雑木林沿いの道を女子中学生が自転車で家へ向かっている。住宅地ではあるが、灯りや声はほとんど漏れてこない。前方に1台、駐車車両がある。中に人がいるかどうかはわからない。

上のイラストを見て、防犯の観点から危険を予測しよう。どのようなことが考えられるだろうか？

知って納得 豆知識 ③

犯罪が起こりやすい場所

犯罪者は、見た目では判断できない。しかし、犯罪が起こりやすい場所は特定できる。「入りやすくて見えにくい場所」だ。「入りやすい」は近づきやすく逃げやすい場所、「見えにくい」は犯罪が起きててもほかの人に気づかれにくい場所。つまり犯罪を起こす人間にとって好都合な場所だ。犯罪者の心理から危険を予測することで被害を未然に防ぐことができる。通学路や地域の中で、そんな危険な場所はないだろうか？





■夕方・夜間の防犯を考える

中高生の生活にはさまざまな自己判断が必要になってくる。

行動範囲が広がり、活動する時間も長くなる。どこに危険があるかを考え、自分の安全を守れるようにしなければならない。

一つの例として夕方・夜間の事件を防止することを考えてみよう。



映像を見る

1. 学校や自宅周辺で、防犯上、「夕方通るにはちょっと危ないかな」と思う場所をあげてみよう。

2. 上であげた場所を避けると、何分くらい多くかかるだろう？

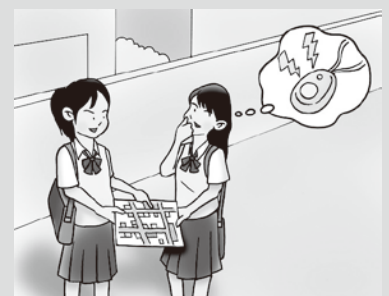
3. 多少はともかく危険があることがわかっているのに夕方以降に外にいる時、どんな気持ちになっているのだろう？

4. 設問3の時、出かけなくてすむ解決方法はあるだろうか？

知って納得 豆知識 ④

自分の身を守るのは自分！

学校の帰り、家に着く頃にはもう暗くなっていることも多い。ぜひ「自分の身を守るのは自分」という意識を持ってほしい。基本は、なるべく明るい道を選んで複数で行動することだ。暗い道を一人で歩くのは極力避けたい。また周囲によく注意して、不審な動きがあれば察知できるようにしよう。防犯ブザーなど防犯グッズの携帯も有効だ。危険ポイントは日頃からチェックして、いざという時の対応を考えておこう。



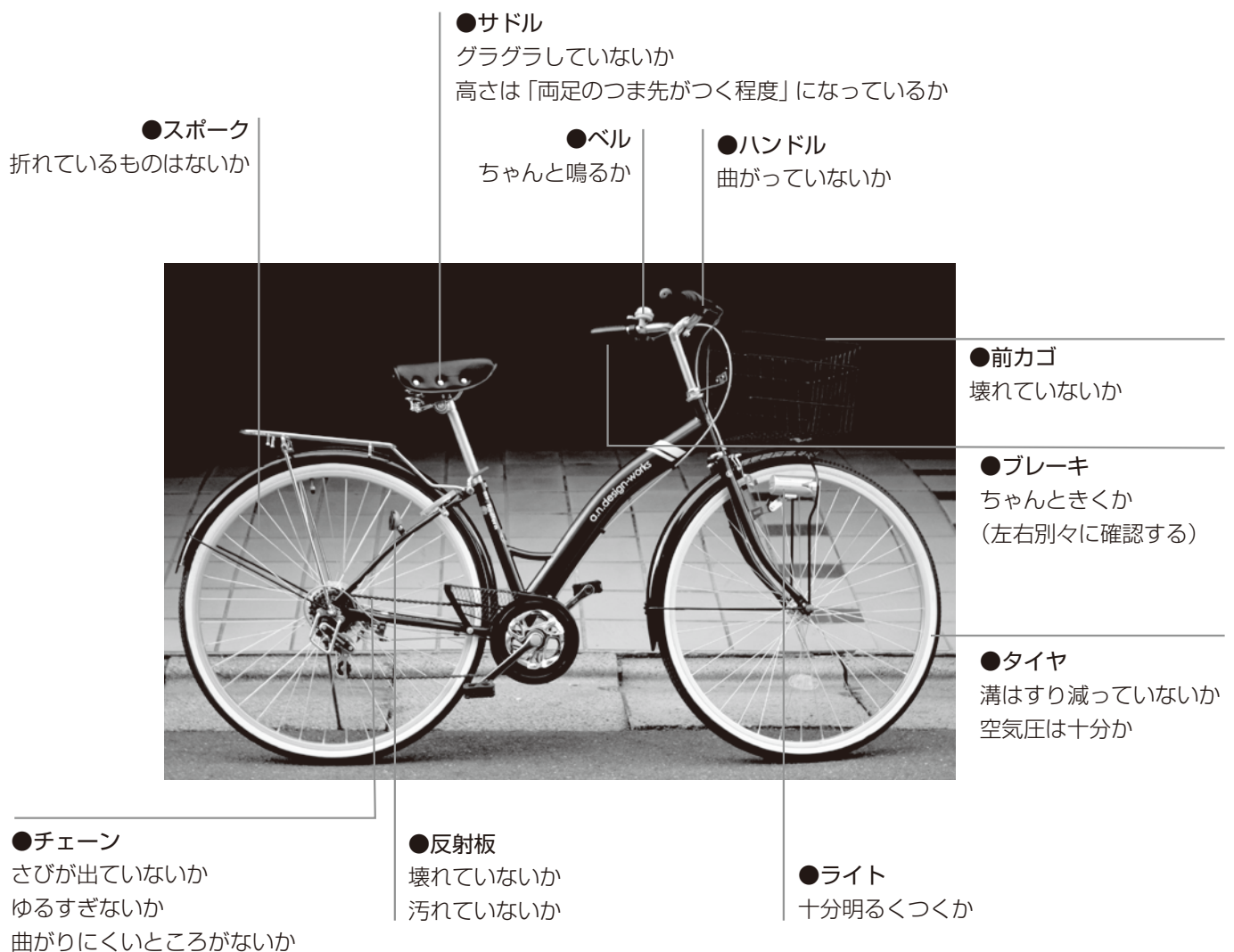
事故を防ぐにはメンテナンスも必要 ①

■点検・整備には自分が責任を持つ

いくら安全運転を心がけ、安全確認をしても、自転車そのものが故障していて事故につながることもある。

自分の自転車の点検・整備には責任を持ち、定期的に点検・整備をしよう。

特にブレーキやライト、ベルなどは、故障していると直接事故につながるなので、乗る前にチェックしよう。



※ブレーキなしの自転車（ノーブレーキピストなど）で公道を走るのは道路交通法違反！ 罰金の対象になる。

知って納得 豆知識 ⑤

損害賠償金って、中高生も払うの？

過去の裁判の判決では、中高生にも「責任能力」と見なされている。事のよし悪しを判断し、それに基づいて行動する力があるということだ。責任能力がある者が他人の身体を傷つけたり持ち物を壊したりすれば、損害賠償の責任が生じる。責任能力のない小さい子どもは保護者の「監督責任」があるから賠償の責任も保護者が負うが、中高生は収入がないからと言っても支払いの責任を免れることはできないのだ。

女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。(損害賠償額 5000万円、横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決)

男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を走行中、旋盤工(62歳)の男性が運転するオートバイと衝突。旋盤工は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。(損害賠償額 4043万円、東京地方裁判所、平成17年9月14日判決)

*賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額(上記金額は概算額) 日本損害保険協会発行「「知っていますか? 自転車の事故」より

事故を防ぐにはメンテナンスも必要 ②

■自転車の点検・整備に関するマーク・制度

自転車を安全に利用するためにつくられた様々な制度があり、それぞれマークを表示している。

事故が起きた場合の損害補償などがセットになっている場合が多い。

TSマーク(公益財団法人日本交通管理技術協会)



TS マーク (青・赤)



自転車安全整備店

「自転車安全整備士」が「点検整備基準」に基づいて自転車を点検、整備し、道路交通法で定められた普通自転車(注参照)として確認された際に貼られるマーク。自転車安全整備士のいる「自転車安全整備店」で自転車を買ったり、整備してもらったりすると表示される。事故になって自分がけがをした時の傷害保険、相手にけがをさせてしまった時の賠償責任保険が付いている。保険の内容によって青マーク(第一種)と赤マーク(第二種)があり、有効期間は点検の日から1年。TSはTraffic Safety(交通安全)の略。

BAAマーク(社団法人自転車協会)



BAA マーク

2004(平成16)年に、「安全・安心なものづくり」と「利用者の安全」を考えて新たに「自転車安全基準」がつくられ、その基準に適合した自転車に表示されるのがBAAマーク。自転車を八つの型式に分類し、型式ごとに検査項目が定められている。環境負荷物質の使用削減も取り入れている。BAAマーク付き製品の欠陥で事故が起きた場合は、メーカーまたは輸入業者の責任で補償される。BAAはBicycle Association (Japan) Approved(自転車協会認証)の略。

SGマーク(財団法人製品安全協会)



SG マーク

安全な製品として製品安全協会の基準に合格した製品にSGマークが表示される。SGマーク付き製品の欠陥による人身事故に対しては「対人賠償責任保険」が付いている。SGはSafety Goods(安全な製品)の略。

JISマーク(日本工業標準調査会)



JIS マーク

「工業標準化法」に基づき、国に登録された登録認証機関から審査を受け、JISで定められた品質、安全性などの基準に適合した製品に表示することができるマーク。2004年に工業標準化法が改正され、マークも新しくなった。JISはJapanese Industrial Standards(日本工業規格)の略。

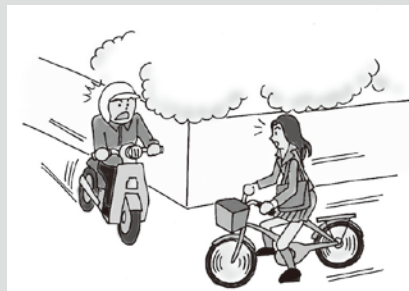
注)「普通自転車」って何？

道路交通法で定めた大きさや構造に適合している自転車のことで、状況によっては歩道を走行できる。一般に「自転車」と呼ばれるのは、この「普通自転車」のこと。マウンテンバイクや電動アシスト自転車もたいていこの基準を満たしている。ちなみに原付は、「原動機付自転車」が正式名称だが、普通自転車ではないので歩道を走ることはいくつかできない。

知って納得 豆知識 ⑩

自転車保険は「もしも」の備え

事故が起きた場合には、過失割合、つまり「どちらがどれくらい悪かったか」に応じて賠償を求められる。そんな時の備えとして、保険会社各社などでいわゆる「自転車保険」も用意されている。自転車事故も含め、高校生が事故を起こし加害者となった場合に補償する「全高P連賠償責任補償制度」もある。ただし、「保険に入っているから事故を起こしても大丈夫」ではないことに注意！保険はあくまでも「最大の注意を払っていても事故が起きた場合」のものなのだ。



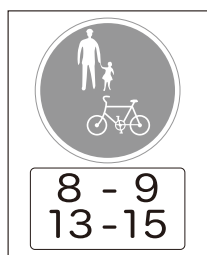
道路標識と法律 ①

■わかる？ 道路標識・補助標識の意味

自転車に関する道路標識をちゃんと見て走っているだろうか？

道路標識についてはこれまでに習ったかもしれないが、補助標識もあるとなかなか複雑になる。

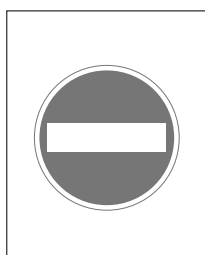
標識と意味が合うように、() に記号を入れてみよう。



()



()



()



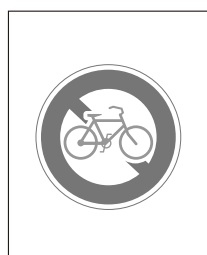
()



()



()



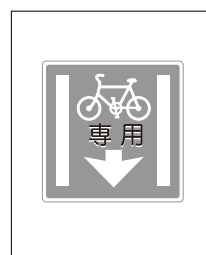
()



()



()



()

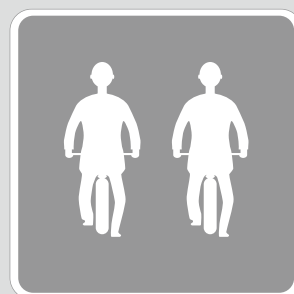
- (ア)「自転車横断帯」自転車が横断するための場所として示された部分。自転車は指定された部分を横断する。
- (イ)「横断歩道・自転車横断帯」横断歩道と自転車横断帯が設置されていることを示す。
- (ウ)「自転車通行止め」自転車は通行できない。自転車の通行の安全が確保できない所に設置される標識。
- (エ)「歩行者専用、自転車を除く」歩行者のみ通行できるが、自転車は通行を許可されている。自転車は歩行者の通行の安全に注意する必要がある。
- (オ)「一時停止」自転車も含めて、車両は一時停止しなければならない。さらに左右の安全をしっかりと確認する。

- (カ)「車両進入禁止」この標識がある方向から車両は進入できない。一方通行の場合、この標識がある方向から進入すると、一方通行を逆走することとなり、危険。
- (キ)「8～9時および13～15時は自転車・歩行者専用」その時間帯は自転車と歩行者だけが通行できる。
- (ク)「普通自転車専用通行帯」この標識があれば自転車は指定された部分を通行する。
- (ケ)「通行止め」歩行者も車両もすべて通行できない。標識の先の道路等に進入すると危険な場合。
- (コ)「徐行」ただちに停止することができるとな速度で進行しなければならない。

知って納得 豆知識 ⑦

「自転車並進可」の標識

右の標識を見たことがあるだろうか。「自転車並進可」、この区間は2台でなら並んで走ってもよい(3台ではだめ!)。自転車の交通安全に関するサイトなどではよく紹介されているが、実際に目にすることはあまりない。つまり、この標識がないほとんどの道路では、2台でも3台でも並んで走行してはいけない。道路交通法では第十九条に「軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない」と定められていて、違反した場合は「2万円以下の罰金又は科料」となる。



道路標識と法律 ②

■道路交通法を見てみよう

道路交通法は、道路における危険防止と交通安全のためにつくられた法律で、

自転車についての様々なルールも定められている。禁止事項については当然のことながら罰則もあるし、

実際、摘発も増えている。法律の条文には難しいものもあるが、ここで確認してみよう。

※「普通自転車」についてはp.22(注) 参照

ここがポイント！

自転車は「車両」である。

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

八 車両 自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。

十一 軽車両 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）であつて、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの（中略）をいう。

ここがポイント！

車両である自転車は「車道の左端」を通行する。
もちろん、逆走は禁止！

第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。（後略）

4 車両は、道路（歩道等と車道の区別のある道路においては、車道。以下第九節の二までにおいて同じ。）の中央（中略）から左の部分（以下「左側部分」という。）を通行しなければならない。

第十八条 車両（トロリーバスを除く。）は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、自動車及び原動機付自転車にあつては道路の左側に寄つて、軽車両にあつては道路の左側端に寄つて、それぞれ当該道路を通行しなければならない。（後略）

ここがポイント！

自転車が歩道を通行できるのは、以下の場合だけ！

第六十三条の四 普通自転車は、次に掲げるときは、第十七条第一項の規定にかかわらず、歩道を通行することができる。ただし、警察官等が歩行者の安全を確保する

ため必要があると認めて当該歩道を通行してはならない旨を指示したときは、この限りでない。

一 道路標識等により普通自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき。

二 当該普通自転車の運転者が、児童、幼児その他の普通自転車により車道を通行することが危険であると認められるものとして政令で定める者であるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、車道又は交通の状況に照らして当該普通自転車の通行の安全を確保するため当該普通自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき。

2 前項の場合において、普通自転車は、当該歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された部分（以下この項において「普通自転車通行指定部分」という。）があるときは、当該普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。ただし、普通自転車通行指定部分については、当該普通自転車通行指定部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

ここがポイント！

2列以上で並んでは走ってはいけない。

第十九条 軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

ここがポイント！

「ながら運転」は禁止！ 確実な操作ができない。

第七十条 車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

〈付録〉交通安全ひとこと日記

今日一日を振り返ってみよう。登下校、その他の移動は安全にできただろうか？ ヒヤリとしたこと、ハッとしたことはなかっただろうか？ 「ヒヤリ・レベル」を0～4で記入し、「ヒヤリとしたこと」「どう対処したか」を簡単に書きとめておこう。1か月間続いたら、自分にごほうびをあげよう！

◎ヒヤリ・レベル 0: ヒヤリはなかった 1: 小さなヒヤリが1回 2: 小さなヒヤリが2、3回
3: 中くらいのヒヤリあり 4: 危なかった!! もう少しで事故に！

◎「ヒヤリとしたこと」の例

「自分が自転車に乗っていて、歩行者や自動車・バイク・自転車にぶつかりそうになった」「自動車・バイク・自転車が、止まらずに近づいてきてヒヤッとした」など。ただし、自分とは関係のない自動車同士の事故などは含まない。

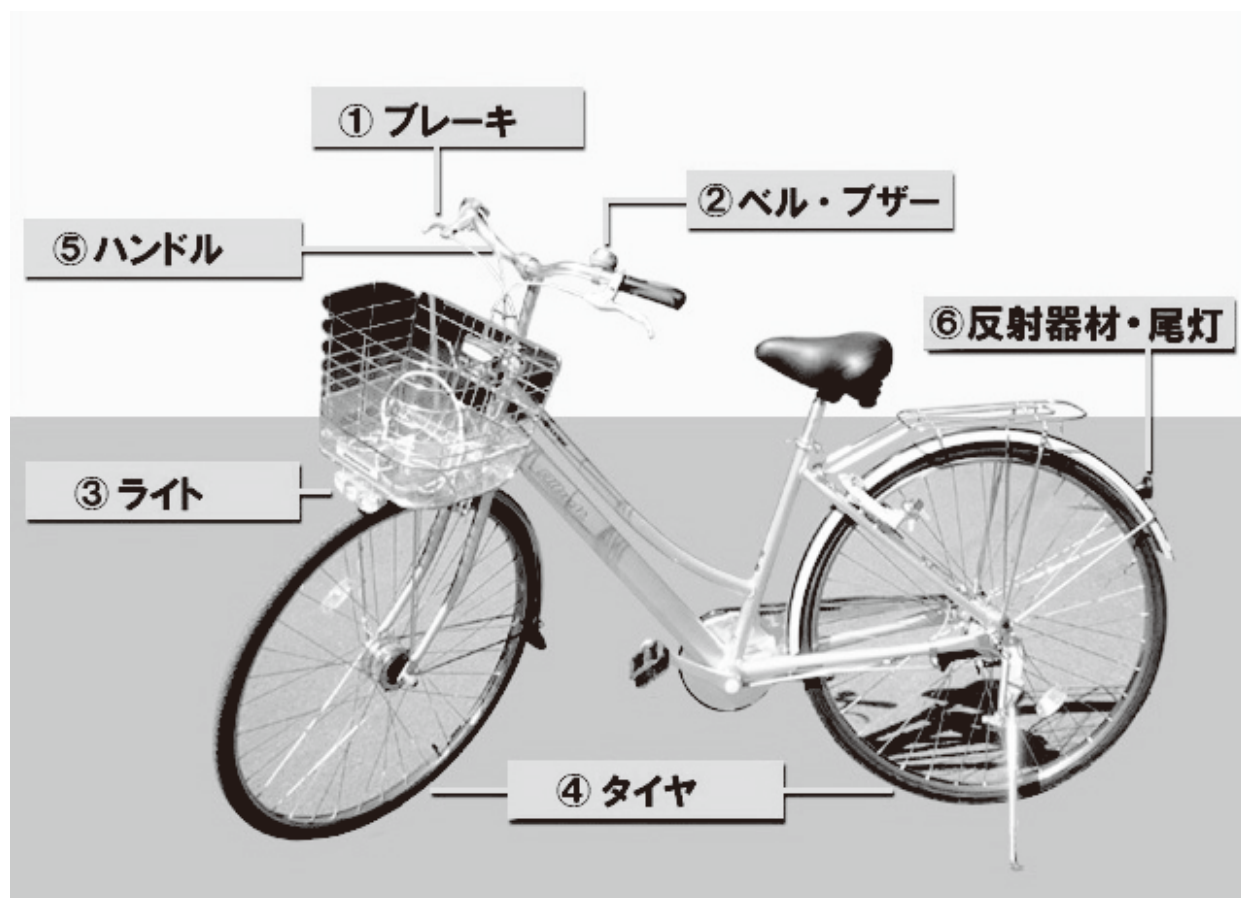
記入例	月／日	ヒヤリ・レベル (0～4)	ヒヤリとしたこと	どう対処したか
			どこで、どんな状況だったか？ 自分の行動、相手の行動、 自分の気持ちに原因はなかったか？	安全確認の仕方、自転車の乗り方、危険の予測の仕方、 自分に言い聞かせる言葉など
記入例	4／1	3	〇〇交差点で、右側から自転車が出てきて、あわててブレーキ。自分も遅刻しそうで焦っていた。	この交差点は右側の見通しが悪いので、忘れずに安全確認。急いでいる時ほど「ゆっくり」とつぶやく。
	1日目			
	／			
	2日目			
	／			
	3日目			
	／			
	4日目			
	／			
	5日目			
	／			
	6日目			
	／			
	7日目			
	／			
	8日目			
	／			
	9日目			
	／			
	10日目			
	／			
	11日目			
	／			
	12日目			
	／			

〈付録〉交通安全ひとこと日記

月／日	ヒヤリ・レベル (0～4)	ヒヤリとしたこと どこで、どんな状況だったか？ 自分の行動、相手の行動、 自分の気持ちに原因はなかったか？	どう対処したか 安全確認の仕方、自転車の乗り方、危険の予測の仕方、 自分に言い聞かせる言葉など
13日目 ／			
14日目 ／			
15日目 ／			
16日目 ／			
17日目 ／			
18日目 ／			
19日目 ／			
20日目 ／			
21日目 ／			
22日目 ／			
23日目 ／			
24日目 ／			
25日目 ／			
26日目 ／			
27日目 ／			
28日目 ／			
29日目 ／			
30日目 ／			

自転車に乗る前の点検の仕方

点検箇所

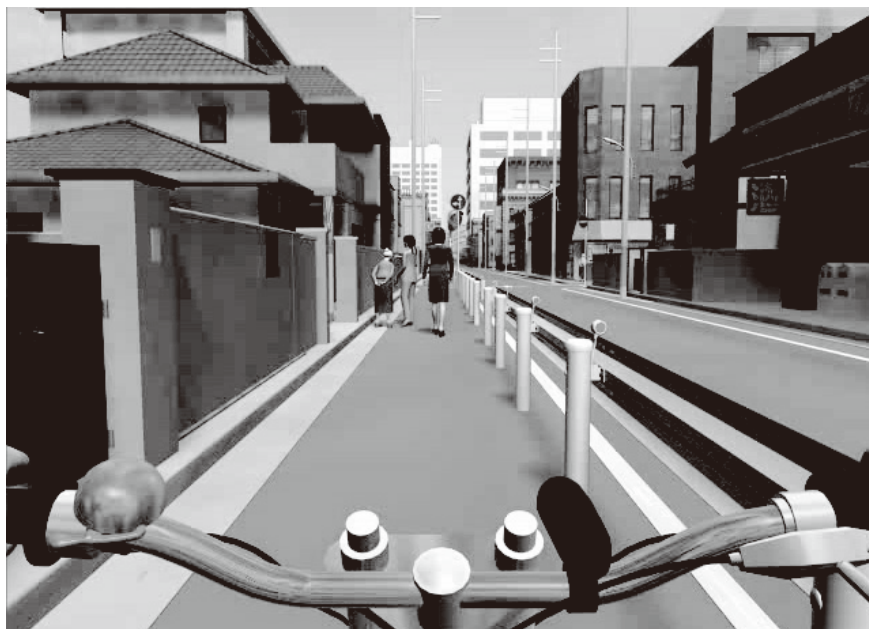


自転車点検表

点検箇所		点検のポイント	月／日	月／日	月／日	月／日
1	ブレーキ	ブレーキが前後ともよくきくか確認します。				
2	ベル・ブザー	ベルやブザーがよく鳴るか確認します。				
3	ライト	ライトは明るく点灯するか確認します。				
4	タイヤ	タイヤの空気は十分かすり減っていないか確認します。				
5	ハンドル	ハンドルが曲がっていないか確認します。				
6	反射器材・尾灯	反射器材や尾灯が後方や側方からよく見えるか確認します。				

自転車が通れる歩道を通行

自転車が通れる歩道を自転車で通行しています。この交通場面を見て、どのような危険が予測されるか、またその危険の原因と回避の仕方 aucheてみましょう。



① この交通場面からどのような危険が予測できますか？

② ①で予測された危険の原因は何が考えられますか。

③ ①で予測された危険を回避するには、どのような行動・方法が考えられますか？

見通しの悪い交差点を右折

自転車が見通しの悪い交差点を右折しようとしています。この交通場面を見て、どのような危険が予測され、またその危険の原因と回避の仕方 auche考えてみましょう。



① この交通場面からどのような危険が予測できますか？

② ①で予測された危険の原因は何が考えられますか。

③ ①で予測された危険を回避するには、どのような行動・方法が考えられますか？

参考資料

【京都府警察本部】

『自転車テストに挑戦！』

『自転車テストに挑戦 (チャレンジ) ！交通法規・一般常識 1 』

『自転車テストに挑戦 (チャレンジ) ！交通法規・一般常識 2 』

『自転車テストに挑戦 (チャレンジ) ！道路標識』

『自転車テストに挑戦 (チャレンジ) の作成方法』

【京都府交通対策協議会】

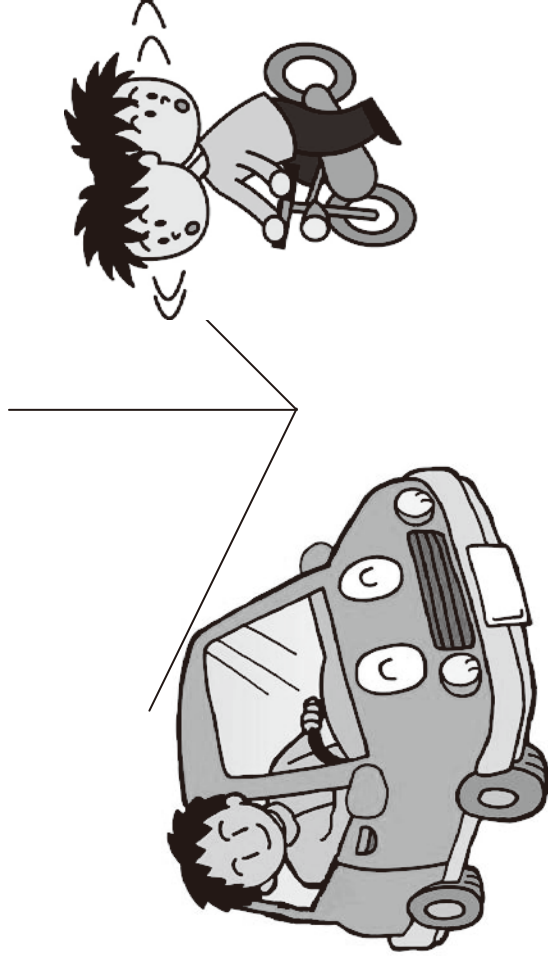
『平成27年6月1日から「自転車運転者講習」の受講が義務に！』

【京都府警察】

『平成27年6月1日から自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けることになります』（自転車安全利用五則の記載含む）

『平成25年11月1日から自転車等の「携帯電話を使用しながら運転」禁止、「ヘッドホン等で音楽を聞きながら運転」禁止』（自転車安全利用五則の記載含む）

自転車下ストに挑戦!



自転車は手軽で便利な乗り物ですが、きちんとルールを守って
乗らないと大きな事故につながります。
みなさんがどれだけ自転車のルールを知っているか、テストに
挑戦してみてください。

ステージ1

- ・交通のきまり、マナー
- ・自転車の点検、しくみ
- ・体に合った自転車

ステージ2

- ・発進、停止など
- ・自転車の通るところ
- ・安全確認

ステージ3

- ・横断のしかた
- ・信号

ステージ4

- ・交差点での注意

ステージ5

- ・自転車の正しい乗り方

ステージ6

- ・歩行者に対する注意
- ・踏切の渡り方
- ・夜間の安全

ステージ7

- ・標識あれこれ



自転車テストに

挑戦しよう！

左のページに問題が、右のページにその問題の答えと、くわしい説明
がのっているよ。まずは答えを見ないで、問題に挑戦してみよう。

ステージ1からステージ7まで、問題は全部で50問。君は、何問
正解できるかな？

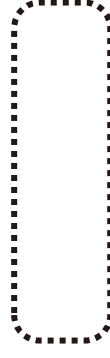
さあ、自転車マスター目指してチャレンジ！

ステージ1

問題

1 2 3 4 5

説明



答え



自転車に安全に乗るために知っておいてほしいことだよ

問題

正しいものには○印を、まちがっているものには×印を記入してください

- 1 () 自転車は車 両の仲間なので、道路を走行する場合は車両として、交通のきまりやマナーを守らなければならない
- 2 () 自転車を押して歩くときは、歩行者のきまりに従わなければならない
- 3 () 道路はみんなが使うところなので、思いやり、ゆずりあいの気持ちを持つことが大切である
- 4 () 道路の標識や標示は、自動車や二輪車のためのもので、自転車に乗るときには気にする必要はない
- 5 () 自転車に乗る前にはかならず点検をし、右・左のブレーキを別々にかけて、ブレーキのきき具合をたしかめる
- 6 () タイヤの山がすり減っていたり、タイヤに空気がじゅうぶんに入っていない自転車には乗ってはいけない
- 7 () いつも両方のブレーキを思いきり強くかけて、急ブレーキで止まるようにする
- 8 () 自転車は、スタンドをおろしてサドルにまたがったとき、両足先が地面につくくらいの大きさがいよい

説明

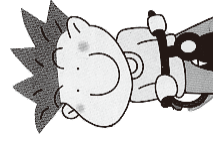
ポイント

自転車は車 両の仲間^{なかつま}で、道路を走行する場合は車両としての交通のきまりやマナーを守らなければなりません。
自転車から降りて歩いて歩く時は、車両ではなく歩行者になるので、歩行者のきまりに従います。



道路はみんなが使うところです。まわりの歩行者や自動車の動きに注意して、相手の立場^{たちば}になって、思いやり、ゆずりあいの気持ちをもちましょう。

交通のきまりは、みんなが道路を安全に通行するうえで守らなければならぬ共通^{きょうつう}の約束として、決められているものです。
自転車や歩行者も交通のきまりや、信号、標識^{ひょうしき}などの意味をよく理解^{りかい}して、守るようにしましょう



右のブレーキは前のタイヤ、
左のブレーキは後ろのタイヤ
のブレーキです

とつぜん、急ブレーキをかけると、後ろからくる車に衝突^{しゅうつ}されたり、タイヤがすべって転倒^{てんたう}したりする危険があります。
スピードを落としたり、停止したりするときには左のブレーキレバー^{ちようせつ}をしっかりと、スピードを調節^{ていせつ}しましょう。

答え

1. ○ 2. ○ 3. ○ 4. ×
5. ○ 6. ○ 7. × 8. ○

自転車走ってもよい場所を知っているかな？

問題

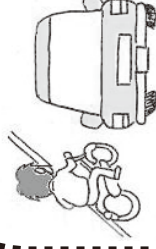
正しいものには○印を、まちがっているものには×印を記入してください

- 1 () 自転車は右側から降りる
- 2 () 自転車は、道路のどこを走ってもよい
- 3 () 自転車は歩道があれば、歩道を通行しなければならない
- 4 () 自転車で左折と右折と停止をするときは、手の合図をする
- 5 () 自転車に乗っているときは、前の方だけをしっかりと見て運転する
- 6 () 自転車で走っているときにいきなり進路をかえても、他の自動車やバイクが注意してくれるので安心である
- 7 () 一時停止の標識のある交差点でも、自転車は止まらなくてもよい
- 8 () 止まっている自動車のそばを通る時は、急にドアがあくことがあるので、じゅうぶんスピードを落とし、注意して走行する

説明

自転車の乗り降り左側から行いましょう。

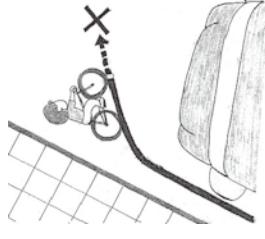
自転車は車両の仲間です。道路のどこを走ってもよいことはありません。車道を走るときは、道路工事などの場合をのぞいて、車道の左はしを走行しなければなりません。



また、普通自転車は「自転車及び歩行者専用」の標識のある歩道を走ることができですが、標識のない歩道は走ることができません。

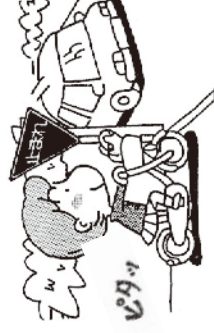


自転車に乗っているときには、前の方ばかりでなく、横や後ろから来る自動車やバイクの動きにも注意しましょう。



自動車は急に止まれません。いきなり進路を変えることは、大変危険なのでやめましょう。

「一時停止」の標識のあるところでは、自動車だけでなく自転車も必ずいったん止まらなければなりません。

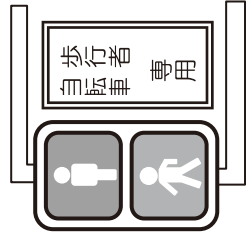


- 答え
1. ×
 2. ×
 3. ×
 4. ○
 5. ×
 6. ×
 7. ×
 8. ○

道路を横断するときの注意や、信号の意味を知っているかな？

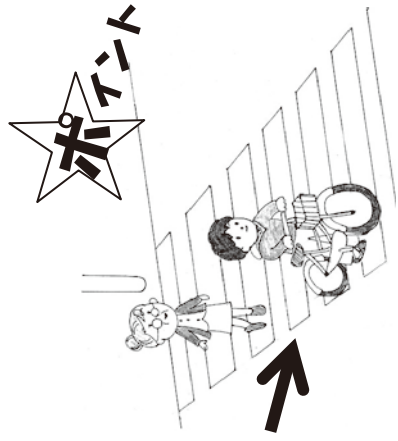
問題

- 1 () 正しいものには○印を、まちがっているものには×印を記入してください
- 2 () 横断歩道では、自転車から降りて押して渡る
- 3 () 近くに自転車横断帯がある場合には、自転車はその自転車横断帯を走行しなければならない
- 4 () 自転車でないために横断するのは危険なので、道路をまっすぐ直角に渡る
- 5 () 信号の青色は「進め」の意味なので、青色になればすぐ横断する
- 6 () 歩行者用の信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている信号では、自転車も歩行者用の信号機に従わなければならない

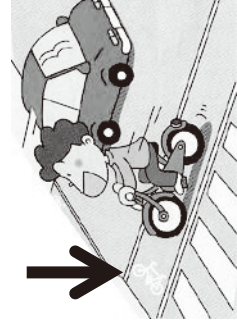


説明

車両の間である自転車は、自転車に乗ったまま横断歩道を渡ることではできません。横断歩道では、自転車から降りて押して渡りましょう。



自転車横断帯は、自転車に乗ったまま横断することできます。



近くに自転車横断帯や横断歩道がない場合には、右左がよく見えるところを選んで、安全をしっかりと意識して、道路を直角に渡りましょう。

信号の青色は「進め」ではなく「進むことができる」なので、信号が青色になってすぐにもすぐに渡らず、まわりの安全をしっかりと確かめてから、横断しましょう。



自転車は車両用の信号に従わなければならないが、歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の表示がある場合には、歩行者用信号機に従わなければならない。



答え

1. ○ 2. ○ 3. ○ 4. × 5. ○

ステージ4

こうきでん
交差点を通る時にはどんなことに
気をつけたらいいのだろう？

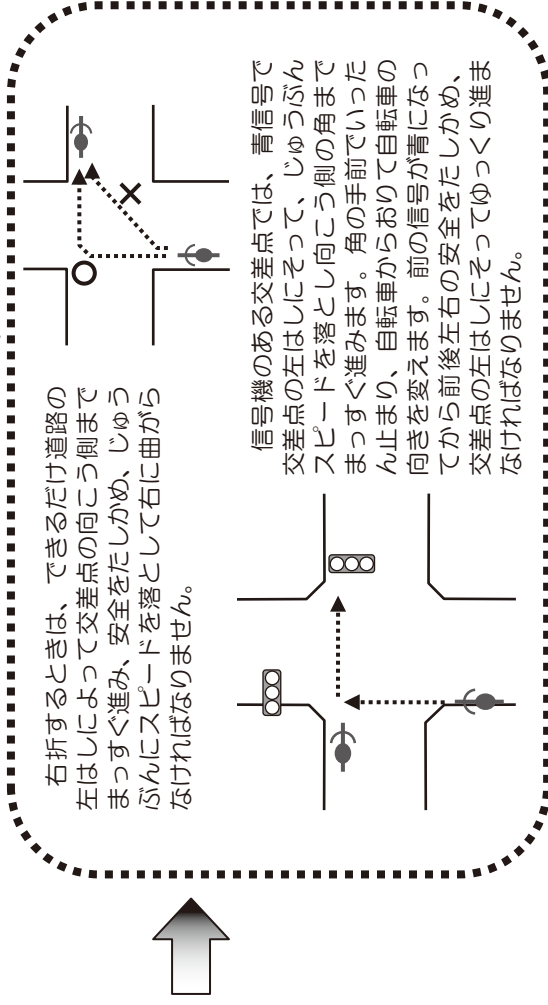
問題

正しいものには○印を、まちがっているものには
×印を記入してください

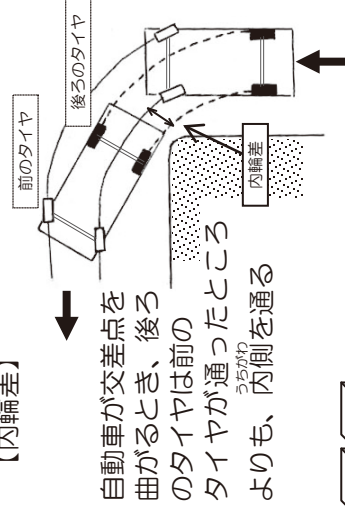
- 1 () 左折するときは、道路の左はしにそってじゅうぶんにスピードを落とし、横断している歩行者の通行のじゃまをしないようにする
- 2 () 右折するときは、できるだけ早く、交差点のまん中を通るようにして右折する
- 3 () 自動車曲がるとき、前のタイヤが通ったところより後ろのタイヤは内側を通るので、自動車に近づきすぎて、タイヤにまき込まれないように気をつける
- 4 () 交差点などで止まっている自動車や、ゆっくり進んでいる自動車があるときは、その前にわり込みだり車の間を通過して前に出たりしてはいけない
- 5 () 自動車には運転席から見えない部分があるので、自転車に乗って、自動車のすぐ前やすぐ後ろを走ったりすることはたいへん危険である

説明

左折するときは、後ろの安全をたしかめて、できるだけ道路の左はしにそってじゅうぶんにスピード落とし、横断中の歩行者の通行のじゃまをしないように注意して曲がりましょう。

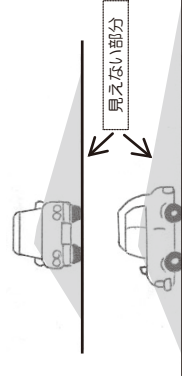


【内輪差】



【死角】

車のすぐ前や後ろの部分や、
窓枠にさえぎられた部分などで、
運転席から見えない部分



答え

1. ○
2. ×
3. ○
4. ○
5. ○

自転車の正しい乗り方について学ぼう！

問題

正しいものには○印を、まちがっているものには×印を記入してください

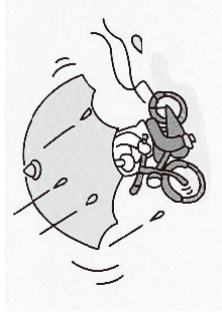
- 1 () 自転車はかさをさして運転してはいけない
- 2 () 雨ふりに自転車で乗る場合には、カッパを着るようにする
- 3 () 自転車はふらつかなければかた手で運転してもよい
- 4 () 歩行者や他の交通にじゅうぶん注意していれば、携帯電話で話しながら自転車を運転してもよい
- 5 () 自転車の二人乗りは禁止されている
- 6 () ハンドルに荷物をつりさげるときは、両方につりさげてバランスをとる
- 7 () 他の人の迷惑になるので、自転車は他の自転車とならんで走ったり、ジグザグ運転をしてはいけない

説明

傘さし運転

罰則：5万円以下の罰金

雨ふりにかさをさして乗ることはたいへん危険なので、かっぱを着るようにしましょう



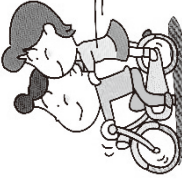
自転車運転する人は、自転車のハンドルやブレーキなどをしっかり操作し、他の人に危ない思いをさせないスピードと方法で安全運転しなければなりません。

かた手で運転したり、携帯電話で話しながら運転することはやめましょう。



二人乗り運転

罰則：2万円以下の罰金又は科料



ただし、16才以上の者が6才未満の幼児一人を乗車用補助装置に乗車させ、又はひもなどで確実に背おっている場合はこの限りではありません。

物、ハンドルにかけて乗ってはいけません。自転車の荷物をのせる時は、かたよらないようにしっかりと固定しましょう。



答え

1. ○ 2. ○ 3. × 4. ×
5. ○ 6. × 7. ○

まわりの人を思いやる運転ができるかな？

問題

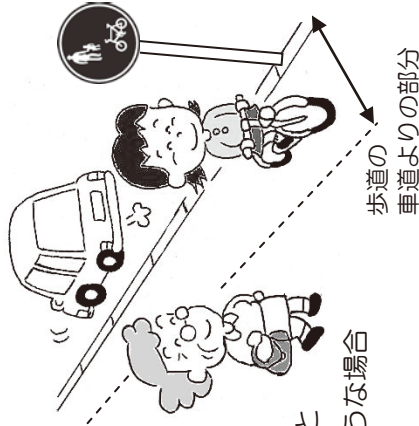
正しいものには○印を、まちがっているものには×印を記入してください

- 1 () 自転車は「自転車及び歩行者専用」標識のある歩道を走ることができ、歩行者に気をつけながら、 じゅうぶん速度を落として走らなければならない
- 2 () 小さな子供やおとしよりのそばを通るときには、いったん止まるか、スピードを落として危険のないようにする
- 3 () 自転車は小さいので歩道に止めておいてもよい
- 4 ()  踏切を渡る前に警報機が鳴り始めたら、踏切の中に入らない
- 5 () 踏切の手前ではかならず止まって安全確認をする
- 6 () 自転車は、夜、ライトをつけなければならない
- 7 () 自転車のライトは、 周りの歩行者や自動車などに自転車が走っていることを知らせる役割がある

説明

普通自転車は、「自転車及び歩行者専用」標識のある歩道を通ることができ、次のことに注意しましょう

- ・歩道の車道よりの部分を走ること
- ・歩行者の通行の邪魔になるような場合は、一時停止すること

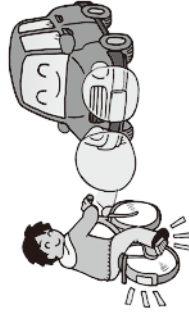


自転車は歩道や駐車禁止の場所に止めてはいけません。通行する歩行者や自動車の迷惑になります。
駐輪場や駐車禁止以外の場所に、他の人や通行の邪魔にならないようにきちんと置きましょう。

踏切では、手前でかならず一度止まって、自転車から降りて右左の安全をだし、かめ、自転車を押して渡りましょう。
また、たいへん危険なので、踏切の遮断機が閉じようとしている時や、警報機が鳴っている間は、踏切の中に入らないでください。

自転車のライトは、自分の前方を照らすだけでなく、周りの歩行者や自動車に、自転車が走っていることを知らせる役割があります。

また、自動車からよく見えるように、明るい目立つ色の服装や反射材を使うなど、工夫しましょう。



答え

1. ○ 2. ○ 3. × 4. ○
5. ○ 6. ○ 7. ○

ステージ7

自動車も道路標識の意味を知って
おかなくてはいいけないよ！

問題

次の道路標識の意味について正しいものを①～③の中から選んで、() に番号を記入してください

1 ()



- ① 自動車や自転車はじゅうぶんに速度を落とし、安全を確認しなければならない
- ② 自動車や自転車は一度止まらなければならない
- ③ 自動車は一度止まらなければならないが、自転車は一度止まらなくてもよい

2 ()



- ① 自動車は通ってはいけないが、歩行者、自転車は通ることができる
- ② 歩行者、自転車、自動車などすべてのものは、通ってはいけない
- ③ 自動車と自転車は通ってはいけないが、歩行者は通ることができる

3 ()



- ① 歩行者は道路の横断をしてはいけない
- ② 歩行者はななめ横断をしてはいけない
- ③ 歩行者は通行してはいけない

4 ()



- ① 自動車や自転車は通ってはいけない
- ② 自動車や自転車は駐停車してはいけない
- ③ 自動車や自転車は駐停車してはいけない

5 ()



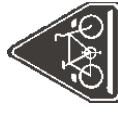
- ① 自転車などの軽車両は通ってはいけない
- ② 自転車などの軽車両は駐停車してはいけない
- ③ 普通自転車は歩道を通行することができる

6 ()



- ① 普通自転車は、この場所に駐停車することができる
- ② 普通自転車は、乗って通行してはいけない
- ③ 普通自転車と歩行者は、歩道を通行することができる

7 ()



- ① 自転車の通行のためだけにつくられた道路である
- ② 自転車を止めるところである
- ③ ここは自転車横断帯である

8 ()



- ① ここは横断歩道である
- ② ここは歩行者専用道路である
- ③ この横断歩道は、大人は横断できない

9 ()



- ① この先に踏切がある
- ② この先に交通公園がある
- ③ この先に駅がある

10 ()



- ① 子供は手をつないで横断しなければならない
- ② この近くに横断歩道がある
- ③ この近くに学校、幼稚園、保育所がある

答え

- 1. ②
- 2. ②
- 3. ①
- 4. ③
- 5. ①
- 6. ③
- 7. ③
- 8. ①
- 9. ①
- 10. ③

さあ、きみはどれだけでできたかな？
各ステージの正解数を数えてみよう！

ステージ1 問 / 8問中

ステージ2 問 / 8問中

ステージ3 問 / 5問中

ステージ4 問 / 5問中

ステージ5 問 / 7問中

ステージ6 問 / 7問中

ステージ7 問 / 10問中

合計 問 / 50問中

正解数	きみのレベルは・・・
1～9	このレベルでは、とてもじゃないが自転車で道を走ることではできないぞ！！
10～19	まだまだ自転車で道を走るのは危ないぞ！ステージ1からもう一度勉強しよう。
20～29	うう～ん、まだまだ！せつめいをよく読んで、再チャレンジしよう！
30～39	だいぶレベルアップしてきたね。どの問題をまちがえたか、見なおしてみよう。
40～49	おしい！自転車マスターまであと一歩。もう一度よく見なおして！
全問正解	すばらしい！きみは自転車マスターだ！あとは、ルールを守って安全運転を！

自転車は車やバイクなどと同じ車の仲間です。交通のきまりやマナーを知っているだけでなく、ルールを守って行動ができるようにしなければなりません。

自分勝手な運転をするのではなく、周りの人のことを考え、ゆずり合いの気持ちで運転しましょう。



自転車に乗る前の心がけ

- ・ 急いでいるときでも、あせってスピードを出すことなく、おちついて乗るようにしましょう
- ・ 行き先をよくたしかめて、できるだけ安全な道をえらんで出発しましょう
- ・ かならず家の人に行き先や帰ってくる時間を知らせておきましょう

自転車テストに挑戦!!

交通法規・一般常識1

つぎのうち、正

下さい。



がんば
頑張って
どんどん
解いていこう!

【問題①】

自転車は車両のなかまであるため、道路を通るときは車両としてのルールを守らなければならい。



【正解①】○

自転車は車両の仲間です。

道路を通行する場合は車両としての交通のきまりやマナーを守らなければなりません。自転車から降りて押して歩く場合は、歩行者のきまりに従います。



【問題②】

自転車は、スタンドをはずしてまたがったとき、両足の先が地面につく大きさがよい。



【正解②】○ からだに合った自転車に乗りましょう。

- ハンドルを握ったとき上体が少し前に傾く
- サドルにまたがったとき両足の先が地面につくものが、からだに合った自転車です。



【問題③】

自転車に乗るときは右側から乗り、降りるときは左側に降りる。



【正解③】× 乗り降り左側から行いましょう。

発進…道路の左端で、左側から停止…後ろの安全を確かめ、スピードを落とし、道路の左端にそって左の足を地面につけて停め、右足から踏み出します。



【問題④】

自転車で車道を通るときは、車道の右端に沿って通らなければならない。



【正解④】×

車道の左端を通りましょう。

車道を通るときは、道路工事などの場合をぞいて、車道の左端を通らなければなりません。



【問題⑤】

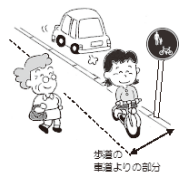
自転車で歩道を通るとき、歩行者がいる場合には、ベルを鳴らして歩行者によけてもらう。



【正解⑤】×

歩道は歩行者優先です。

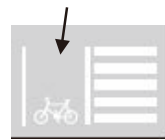
普通自転車で歩道を通るときは、歩道の車道よりの部分をすぐに止まれる速度で通らなければなりません。また、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。



【問題⑥】

近くに自転車横断帯があるときは、自転車はその自転車横断帯を通らなければならない。

自転車横断帯



【正解⑥】○

自転車横断帯を通りましょう。

自転車横断帯がなく横断歩道がある場合、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合をのぞき、横断歩道は自転車で走ってはいけません。



【問題⑦】

信号機の青色は「進め」の意味なので、青色になればすぐに渡る。



【正解⑦】×

青信号の意味は「進むことができる」

青信号の意味は「進め」ではなく、周りの安全をしっかりと確かめ、安全なときは「進むことができる」



自転車テストに挑戦!!

交通法規・一般常識1

つぎのうち、正しい。

ください。



がんばって
どんどん
と解いていこう!

【問題①】

自転車は車両のなかまであるため、道路を通るときは車両としてのルールを守らなければならない。



【正解①】○ 自転車は車両の仲間です。

道路を通行する場合は車両としての交通のきまりやマナーを守らなければなりません。自転車から降りて押して歩く場合は、歩行者のきまりに従います。



【問題②】

自転車は、スタンドをはずしてまたがったとき、両足の先が地面につく大きさがよい。



【正解②】○ からだに合った自転車に乗りましょう。

- ハンドルを握ったとき上体が少し前に傾く
- サドルにまたがったとき両足の先が地面につくものが、からだに合った自転車です。



【問題③】

自転車に乗るときは右側から乗り、降りるときは左側に降りる。



【正解③】× 乗り降り左側から行いましょう。

発進…道路の左端で、左側から自転車にまたがり、右足をペダルにかけます。前後の安全を確認し、右足から踏み出します。



【問題④】

自転車で車道を通るときは、車道の右端に沿って通らなければならない。



【正解④】× 車道の左端を通りましょう。

車道を通るときは、道路工事などの場合をぞいて、車道の左端を通らなければなりません。



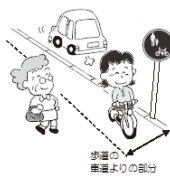
【問題⑤】

自転車で歩道を通るとき、歩行者がいる場合には、ベルを鳴らして歩行者によけてもらう。



【正解⑤】× 歩道は歩行者優先です。

普通自転車で歩道を通るときは、歩道の車道寄り部分をすぐに止まれる速度で通らなければなりません。また、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません。



【問題⑥】

近くに自転車横断帯があるときは、自転車はその自転車横断帯を通らなければならない。

自転車横断帯



【正解⑥】○ 自転車横断帯を通りましょう。

自転車横断帯がなく横断歩道がある場合、横断中の歩行者がいらないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合をのぞき、横断歩道は自転車で走ってはいけません。



【問題⑦】

信号機の青色は「進め」の意味なので、青色になればすぐに渡る。



【正解⑦】× 青信号の意味は「進むことができる」

青信号の意味は「進め」ではなく、周りの安全をしっかりと確かめ、安全なときは「進むことができる」



自転車テストに挑戦!!

交通法規・一般常識2

つぎ
次のうち、正

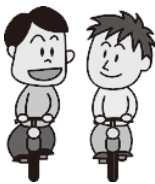
くだ
さい。



こうつう
交通ルールが
わかるな？

【問題 ⑧】

ともだち じてんしゃ よこ なら はし
友達の自転車と横に並んで走ってもよい。



【正解 ⑧】 × 並列進行はしてはいけません。

ほか じてんしゃ なら はし うんてん きょうそう
他の自転車と並んで走ったり、ジグザグを運転をしたり、競走した
りしてはいけません。

なら じてんしゃ ほか しゃりょう つうこう め
並んでいる自転車とぶつかったり、他の車両の通行の迷
惑となりますので、縦に一直線で走りましょう。

【問題 ⑨】

しょうがくせいどうし じてんしゃ ふたり の
小学生同士なら自転車の二人乗りをして
もよい。



【正解 ⑨】 × 二人乗りはしてはいけません。

ただし、16歳以上の者が幼児用座席に幼児一人を
の 乗せているときや幼児二人を、幼児二人同乗 用
じてんしゃ ようじ ようざせき の べつ
自転車の幼児用座席に乗せるときなどは別です。



【問題 ⑩】

じてんしゃ よる
自転車は、夜、ライトをつけなければなら
ない。



【正解 ⑩】 ○ 夜はライトをつけましょう。

ライトは自分の前方を照らすだけでなく、まわりの歩行者や自動
車に、自転車が走っていることを知らせる役割があります。



【問題 ⑪】

とうめい かさ まえ み あんぜん かさ
透明な傘であれば前が見えて安全なので、傘
をさして自転車に乗ってよい。



【正解 ⑪】 × 傘さし運転はしてはいけません。

かさ の
傘をさして乗ると、まわりがよく見えないだけで
なく、ハンドルやブレーキ操作が確実に出来なく
なり危険です。合羽(レインコート)を着るようにし
ましょう。



【問題 ⑫】

じてんしゃ ほどう と
自転車を歩道に止めてはいけません。



【正解 ⑫】 ○ 自転車を歩道に止めることは出来ません。

じてんしゃ ちゅうりんじょう き ばしょ と
自転車は、駐輪場などの決められた場所に止めま
しょう。もちろん、歩道に止めることは出来ません。



【問題 ⑬】

けいほうき しゃだんき ふみきり じてんしゃ
警報機や遮断機がある踏切では、自転車
一時停止しなくてもよい。



【正解 ⑬】 × 踏切では、手前で止まりましょう。

踏切では、手前で一時停止し、安全を確かめなければなりません。
自転車は降りて押して渡るようにしましょう。
また、危険なので、警報機が鳴っているときや、遮断機がおりて
いたりおり始めているときは、踏切の中に入ってはいけません。

【問題 ⑭】

けいたいでんわ はなし じてんしゃ うんてん
携帯電話で話ながら自転車を運転しても
よい。



【正解 ⑭】 × 携帯電話を話ながらの運転はやめましょう。

じてんしゃ うんてん ひと そうさ
自転車を運転する人は、ハンドルやブレーキをしっかり操作し、
ほか ひと あぶ おも ほうほう あんぜんうんてん
の人に危ない思いをさせないスピードと方法で 安全運転しな
ければなりません。

自転車テストに挑戦!!

道路標識

標識の正しい意味を①～③の中から選んで下さい。



標識の意味を知っているかな？

【問題 15】



- ① 自転車はここを通過してはいけません。
- ② 自転車はここに止めてはいけません。
- ③ 自転車はこの道路を渡ってはいけません。

【正解 15】

①

自転車はここを通過してはいけません。



【問題 16】



- ① 普通自転車はこの場所に止めることができる。
- ② 普通自転車は乗って通ってはいけません。
- ③ 普通自転車と歩行者は通ることができる。

【正解 16】

③

普通自転車と歩行者は通ることができる。



【問題 17】



- ① この先に公園がある。
- ② この先に踏切がある。
- ③ この先に駅がある。

【正解 17】

②

この先に踏切がある。



【問題 18】



- ① 近くに自動車 coming しているときだけ、一時停止すればよい。
- ② 自動車だけでなく、自転車も一時停止しなければならない。
- ③ 自動車は一時停止しなければならないが、自転車は一時停止しなくてもよい。

【正解 18】

②

自動車だけでなく、自転車も一時停止する。



この標識があるところは、一時停止をして、しっかりと周りの安全を確かめよう。

【問題 19】



- ① 自転車は渡ってはいけません。
- ② 自転車を止めるところである。
- ③ 横断歩道と自転車横断帯がある。

【正解 19】

③

横断歩道と自転車横断帯がある。



【問題 20】



- ① 横断歩道がある。
- ② 大人だけが通ることができる。
- ③ 歩行者だけが通ることができる。

【正解 20】

①

横断歩道がある。



【問題 21】



- ① この先に踏切がある。
- ② この近くに横断歩道がある。
- ③ この近くに学校、幼稚園、保育所がある。

【正解 21】

③

この近くに学校、幼稚園、保育所がある。



『自転車テストにチャレンジ』の作成方法

- ① 問題用紙（A4サイズ3種類）を印刷します。



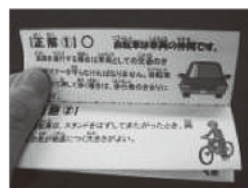
- ② 用紙を線に沿って縦半分に切ります。
——— 切り取り



- ③ 用紙の線に沿って山折りと谷折りを順番に繰り返し折っていきます。
----- 山折り
----- 谷折り

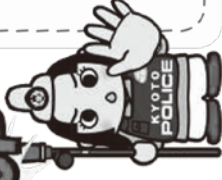


- ④ 出来上がり。
問題を解いた後に、次をめくれば解答をみることが出来ます。



平成27年6月1日から

『自転車運転者講習』の受講が義務に！STOP



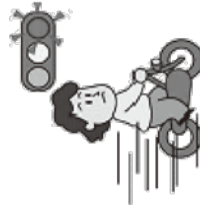
自転車運転者講習とは・・・

信号無視や一時不停止など、法令で定める14項目の危険行為を3年以内に2回行った自転車運転者に命じられる講習のことです。受講命令に違反した場合は、罰則（5万円以下の罰金）の対象となります。

改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から危険行為を繰り返す自転車運転者に対しての「自転車運転者講習」制度が始まりました。

自転車運転者講習の対象となる危険行為14項目

信号無視
(道路交通法第7条)



通行禁止違反
(道路交通法第8条第1項)

道路標識で自転車の通行が禁止されている道路や場所を自転車で通行する行為



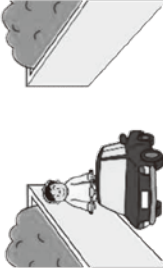
歩行者用道路における車両の通行義務違反
(道路交通法第9条)

自転車の通行が認められている歩行者用道路を自転車で通行する際に、歩行者に注意せず、または徐行しないなどの行為



通行区分違反
(道路交通法第17条第1項、第4項、第6項)

車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為



路側帯通行時の歩行者の通行妨害
(道路交通法第17条の2第2項)

自転車が行き止まりの路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為



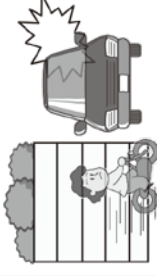
遮断踏切への立ち入り
(道路交通法第33条第2項)

遮断機が閉じたり、閉じようとしている踏切や警報機が鳴っている時に踏切へ立ち入る行為



交差点での優先道路通行車妨害など
(道路交通法第36条)

信号のない交差点等で、左から進行してくる車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するなどの行為



交差点右折時の通行妨害など
(道路交通法第37条)

交差点で右折するとき、直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害する行為



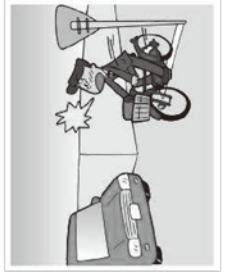
環状交差点での安全進行義務違反など
(道路交通法第37条の2)

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、安全な速度で進行しないなどの行為



指定場所一時不停止等
(道路交通法第43条)

一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為



歩道通行時の通行方法違反
(道路交通法第63条の4第2項)

車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するなどの行為



制動装置（ブレーキ）不良
自転車の運転
1項

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為



※ 前輪・後輪のいずれかにし、ブレーキのない自転車で走行する行為も違反です

酒酔い運転
(道路交通法第65条第1項)

酒に酔った状態で自転車を運転する行為



安全運転義務違反
(道路交通法第70条)

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為



※ 傘さし運転や携帯電話やスマートフォン等を操作しながらの運転で事故を起こした場合も、安全運転義務違反になることがあります。

平成27年

6月1日

から

改正道路交通法の施行に伴い

自転車運転中に
危険なルール違反
をくり返すと



自転車運転者講習
を受けることにな
ります。

私は いつも
「ルール」と「マナー」
を守っている

講習の対象となる危険行為とは…

信号
無視

一時
不停止

酒酔い
運転

ブレーキ
不良自転車
運転

など

●講習制度のながれ

危険行為
を反復



受講命令



講習の
受講

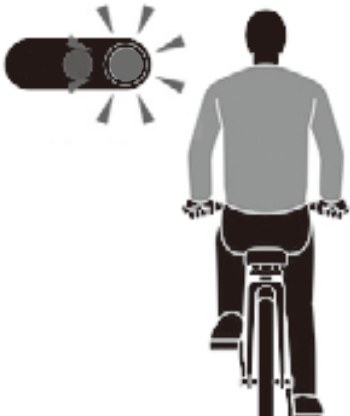
■受講命令違反…5万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

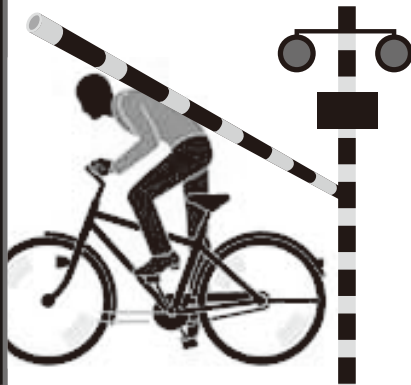


自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ）
不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

1

自転車運転者が
危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

3

講習の受講

- 講習時間：3時間
- 講習手数料：5,700円
（標準額）

自転車 安全利用 五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

平成25年11月1日から
自転車等の

「携帯電話を使用しながら運転」禁止



いずれも5万円以下の罰金

「ヘッドホン等で音楽を聞きながら運転」禁止

京都府道路交通規則の一部改正

自転車を運転しながら携帯電話やイヤホン等を使用することは、運転が不安定になったり、周囲の交通状況に対する注意が不十分になるなどたいへん危険な行為です。

交通事故につながる危険な行為を禁止するため、京都府道路交通規則の一部が改正され、道路交通法に基づいて罰則規定が適用されることとなりました。

- ◎ 携帯電話等を使用しながら運転 （5万円以下の罰金）
- ◎ イヤホン、ヘッドホン等で音楽等を聞きながら運転 （5万円以下の罰金）

京都府道路交通規則第12条

交通ルールと歩行者を守って安全に走りましょう。

自転車は
車の仲間
です。



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 4 安全ルールを守る
 - ◆ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ◆ 夜間はライトを点灯
 - ◆ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメット着用

京都府警察

作成に関わって

京都府教育委員会では、ガイドンスの作成に関わり、文部科学省委託事業「京都府実践的安全教育総合支援事業」を活用し、学校安全に係る先進的な指導方法や教育手法を集約、研究し、府内全域への普及・啓発に繋げる方策を検討するための「京都府推進委員会」を設置した。

また、ガイドンスの指導内容の実効性を高め、より活用しやすいものとするため、教員対象「学校安全推進研修会」を開催し、教員による協議を深めることに努めた。

「京都府推進委員会」においては、これらの協議により作成されたガイドンスを、より効果的な教育手法となるよう協議を行った。

年 月 日	内 容
平成27年 8 月 19日 (木)	第 1 回学校安全推進研修会 ◇参加者 151名（幼4、小75、中27、高・特41、他4） ◇内 容 ・校種毎のグループ協議 ・自転車交通安全指導の 1 単位時間の流れを協議 ・視聴覚教材と関係資料の内容の把握 ・視聴覚教材と関係資料を活用した指導実践資料の作成
平成27年 9 月 1 日 (火)	京都府実践的安全教育総合支援事業 第 1 回京都府推進委員会 ◇内 容 ・事業内容の確認
平成27年10月23日 (金)	京都府実践的安全教育総合支援事業 第 2 回京都府推進委員会 ◇内 容 ・指導実践資料への指導助言 ・より効果的な教育手法となるための方策について協議
平成27年12月 8 日 (火)	第 2 回学校安全推進研修会 ◇参加者 216名（幼2、小113、中49、高・特45、他7） ◇内 容 ・校種毎のグループ協議 ・指導実践資料の内容及び効果的な活用について協議 ・指導実践資料と連動可能な関係機関等と連携した自転車交通安全教室を協議 ・指導実践資料及び関係機関等と連携した交通安全教室の効果的な年間計画への配置について協議
平成28年 1 月 8 日 (金)	京都府実践的安全教育総合支援事業 第 3 回京都府推進委員会 ◇内 容 ・自転車セーフティーガイドンス（指導実践資料）への指導助言 ・より効果的な教育手法となるための方策について協議

【京都府実践の安全教育総合支援事業 京都府推進委員会】

	氏 名	所 属 等
委員長	松本 完治	京都府教育庁指導部保健体育課 スポーツ・健康安全担当課長
委 員	内山 伊知郎	同志社大学 心理学部心理学科 教授
	村上 秀幸	京都府警察本部交通部交通企画課 交通安全教育センター副所長 交通戦略室室長補佐 警部
	津田 聡雄	京都府府民生活部 防災・原子力安全課 主査
	野間 幸代	京都府府民生活部 安心・安全まちづくり推進課 主査
事務局	杉本 学	京都府教育庁指導部保健体育課 健康安全教育振興担当 副課長
	井上 哲	京都府教育庁指導部保健体育課 健康安全教育指導担当 指導主事兼副課長
	中島 利朗	京都府教育庁指導部保健体育課 健康安全教育振興担当 主査
	島田 真吾	京都府教育庁指導部保健体育課 健康安全教育指導担当 指導主事

自転車セーフティーガイダンス
～自転車交通安全教育指導実践資料～

平成28年2月発行

京都府教育委員会

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話（代表）075-451-8111